

第2章 災害応急対策計画

第1節 自衛隊への災害派遣要請計画

担当：総務部

第1 計画の方針

台風、豪雨等による大規模で広範囲にわたる災害が発生し、市の救助・救急及び支援能力を超える場合は、自衛隊への災害派遣要請が必要であり、本節では自衛隊の災害派遣要請に必要な事項を定める。

なお、自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第83条及び防衛省防災業務計画によるものとする。

第2 災害派遣要請の範囲・対象

1 災害派遣の範囲

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請したとき。
- (2) 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めたととき。
- (3) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣するとき。
 - ア 関係機関に対し、災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められるとき。
 - ウ 海難事故、航空機事故及び鉄道運転事故の発生を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものと認められるとき。
 - エ その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

2 要請基準

- (1) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること。
- (2) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があること。
- (3) 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること。
- (4) 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと。
- (5) 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第3 任務

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 応急医療・救護・防疫
- 4 人員及び物資の緊急輸送
- 5 給食及び給水
- 6 遭難者の捜索救助
- 7 道路又は水路の啓開

- 8 水防活動
- 9 消防活動（空中消火を含む）
- 10 危険物の保安及び除去
- 11 救援物資の無償貸与又は譲与
※「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者への救援物資の無償貸与又は譲与
- 12 入浴支援
- 13 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

第4 派遣要請手続き

- 1 市長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、知事に対して次の事項を明らかにして、口頭又は電話（事後文書提出）で災害派遣の要請を要求する。
 - (1) 災害の状況及び派遣要請の理由
 - (2) 要請の日時
 - (3) 派遣を希望する期間
 - (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (5) その他参考事項
- 2 市長は、通信の途絶等により知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知する。
なお、この通知をした場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

区分	連絡先	住所	電話番号	総合防災情報システム	衛星電話番号
知事	秋田県総合防災課	秋田市山王4-1-1	018-860-4564	100569	080-2846-5809
自衛隊	陸上自衛隊第21普通科連隊	秋田市寺内字將軍野1	018-845-0125	197511	080-2846-5869
	航空自衛隊秋田救難隊	秋田市雄和椿川字山籠23-26	018-886-3320	198511	080-2846-5870
	航空自衛隊第33警戒隊	男鹿市男鹿中滝川	0185-33-3030	-	-

第5 市の受入れ体制

市長は、派遣部隊が現地到着後直ちに効率的な活動ができるように、次の措置をとるものとする。

- 1 県及び部隊指揮官との連絡責任者を定めること。
- 2 派遣部隊等を誘導するための要員を要所に派遣すること。
- 3 作業計画をたて、部隊到着後直ちに指揮官との連絡調整できるようにすること。
- 4 作業に必要な資機材を整備すること。
- 5 必要により、災害地域、災害の程度を示した地図、又は略図を準備すること。
- 6 派遣部隊等の宿舎及び給水について便宜を図ること。
- 7 必要に応じて、ヘリポートを設置すること。

第6 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分に定めがないものについては、その都度協議のうえ決定する。

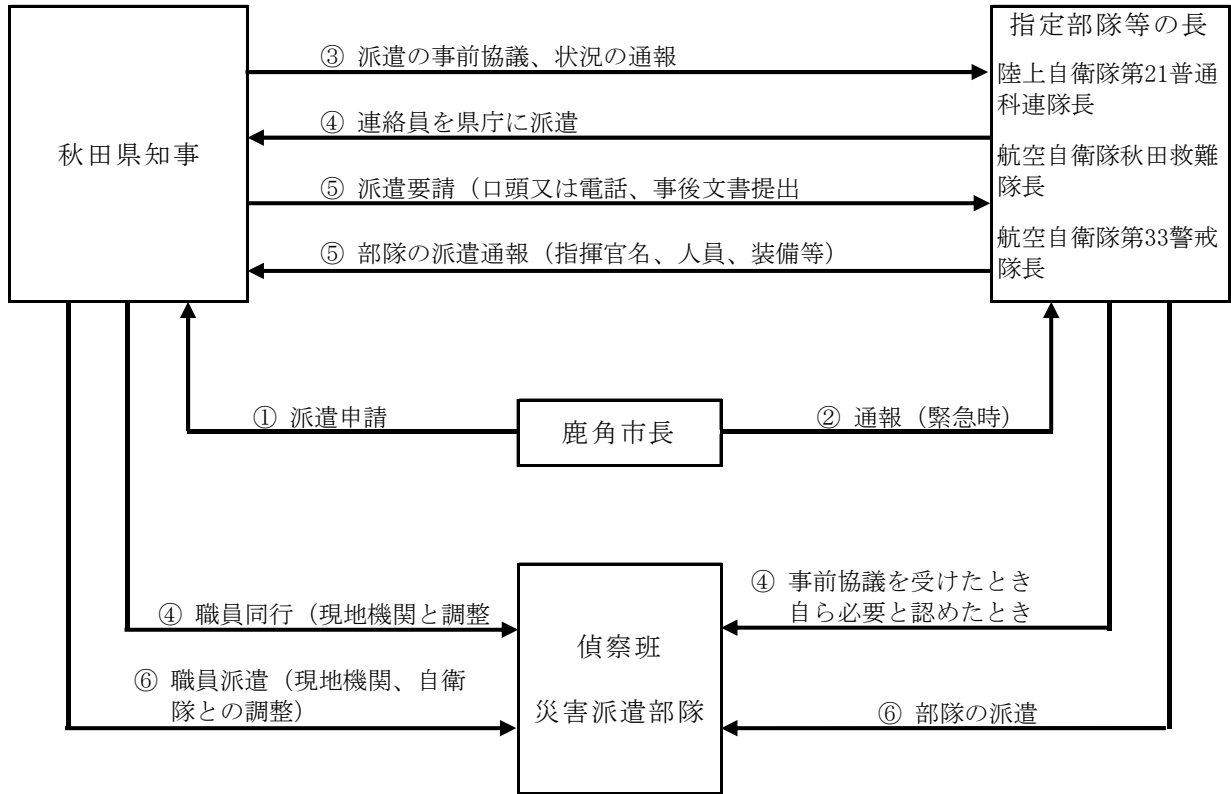
1 自衛隊が負担する経費

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

2 市が負担するもの

市の負担範囲は、1に掲げた経費以外の経費について負担するものとする。

自衛隊災害派遣 フローチャート



第2節 広域応援計画

担当：総務部

第1 計画の方針

大規模災害発生時においては、被害が広範囲にわたり発生し、被災市町村単独での対応は困難を極め、さらには県及び県内の機関をもってしても十分な対応ができない事態も想定される。

市は、このような場合、被災をしていない市町村、隣接県への協力依頼をはじめ、国、自衛隊及び民間団体等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する必要があることから、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、執務スペース、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。

また、平時から、行政機関や民間企業等との協定の締結や、応援職員派遣制度の活用方法の習熟など、応援体制の整備に努めるとともに、その実効性を検証するため、大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換や状況に応じた各種訓練を実施する。

第2 相互応援体制の確立

現在、地方公共団体間で下記のとおり協定を締結している。

	名 称	締結年月日	協定都道府県名
秋田県	大規模災害時の北海道・東北8県道 県相互応援に関する協定	平成7年10月31日	北海道東北8道県
	全国都道府県における災害時の広域 応援に関する協定	平成8年7月18日	全国都道府県
鹿角市	災害時における相互援助に関する 協定	平成18年4月26日	秋田県内13市
	災害時における秋田県及び市町村 相互の応援に関する協定	平成24年1月20日	秋田県及び県内25市町村

第3 応援要請等

1 応援要請

市長は、災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があると認められるときは、他の市町村及び知事に対して応援を要請する。

2 要請手続き

応援要請の手続きは、相互応援協定等に基づき文書で行うものとする。

ただし、事態が急迫し、文書によるいとまのない場合は、電話等で要請し、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。

3 応援要請の内容

- (1) 応援を受ける業務の内容
- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を要する場所
- (5) その他応援上必要な事項

4 応援の要領等

- (1) 応援隊は一隊となって派遣先の指揮下で行動するものとする。
- (2) 応援に要する経費の負担は、秋田県広域消防相互応援協定によるものとする。

第4 職員の派遣

1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 市長は、災害応急対策又は応急復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。この際、知事に対し斡旋を求めることができる。
- (2) 市長は、その権限に属する事務の管理及び執行のため特別の必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に職員の派遣を求めることができる。

2 派遣要請手続き

派遣要請は文書をもって行う。

3 派遣要請の内容

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給料その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 身分取扱い等

- (1) 個人的に派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣職員の分限及び懲戒処分等は国が行う。
- (3) 給料、諸手当等は国が負担し、地方の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

第5 県内消防機関相互応援協定

各消防機関は、災害規模に応じて現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱等を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、以下の協定を締結している。

名 称	締結年月日	協定締結者	応援内容
秋田県広域消防相互応援協定	平成22年12月22日	県内13消防本部	全ての災害

第6 応急措置の代行

災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は市長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する。

- 1 警戒区域を設定し、同地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は同地区から退去を命ずる。
- 2 他人の土地、建物その他の工作物等を一時使用し、若しくは収用する。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。

第7 人的支援

市は、被災市町村に対する職員の派遣の必要性が生じた場合は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第3節 予報、警報等の発表・伝達計画

担当：各機関

第1 計画の方針

気象等に関する特別警報、警報、注意報及び情報などの発表基準は、関係法令又は当該機関で定めるところによる。また、関係機関は、情報伝達システムの信頼性向上や機能の高度化などに努め、情報伝達体制の充実強化を図る。

第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第3 気象に関する特別警報・警報・注意報

秋田地方気象台は、気象・地象（地震は、発生した断層運動による地震動に限る）・水象等の観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報（津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報を除く）及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達する。

また、これらの機関や報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。その際、要配慮者への配慮に努め、かつ、住民にとって分かりやすく伝達するよう努めるものとする。

特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれが著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況であり、住民は命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において市町村から住民への周知の措置が義務づけられていることから、市は、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。また、秋田地方気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

1 種類・発表基準

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所が、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

次表に示す特別警報の種類と発表基準は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と発表基準の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものである。

特に、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害などの二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報などの発表基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

【秋田地方気象台が発表する防災気象情報】

種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予測されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予測されたときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予測されたときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予測されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼び掛けられる。
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 【雨量基準】平坦地：1時間雨量50mm、平坦地以外：1時間雨量70mm 【土壌雨量指数基準】101
	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 【雨量基準】平坦地：1時間雨量50mm、平坦地以外：1時間雨量70mm 【流域雨量指数基準】米代川流域：26、大湯川流域：17
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【降雪の深さ】平野部：12時間降雪の深さ40cm、山沿い：12時間降雪の深さ50cm
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【平均風速】15m/s
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 【平均風速】15m/s 雪を伴う
注意報	大雨注意報 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 【雨量基準】平坦地：1時間雨量30mm、平坦地以外：1時間雨量40mm 【土壌雨量指数基準】70
	洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 【雨量基準】平坦地：1時間雨量30mm、平坦地以外：1時間雨量40mm 【流域雨量指数基準】米代川流域：14、大湯川流域：14
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【降雪の深さ】平野部：12時間降雪の深さ20cm、山沿い：12時間降雪の深さ25cm
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【平均風速】10m/s
	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 【平均風速】10m/s 雪を伴う
	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【視程】100m
	雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 【基準】落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 【基準】①最小湿度40%、実効湿度65% ②実効湿度70%、風速10m/s以上

種類	概要
注意報	なだれ注意報 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続
	着雪注意報 著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。 【基準】大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
	融雪注意報 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。 【基準】融雪により被害が予想される場合
	霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 【基準】早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)
	低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 【基準】花期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき(冬期の気温は秋田地方気象台の値)
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
秋田県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼び掛ける情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、沿岸と内陸の単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が沿岸と内陸の単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

(注1) 地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。

浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

(注2) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

【特別警報基準】
各基準と指標(発表条件)との関係

現象	特別警報の基準		
大雨	台風や集中豪雨により 数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合*		雨を要因とする 特別警報の指標 (発表条件)
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合*	
高潮		高潮になると予想される場合*	台風等を 要因とする 特別警報の指標 (発表条件)
波浪		高波になると予想される場合*	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合*		雪を要因とする 特別警報の指標 (発表条件)
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合*		

※実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実証及び予想に基づいて判断する。

【大雨災害特別警報（土砂災害）発表の資料に用いる基準値】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

【大雨特別警報（浸水害）発表の指標（雨に関する各市町村の50年に一度の値）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

- ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

【大雪特別警報の指標（各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深）】

（令和3年10月28日現在）

地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
能代	100	92
鷹巣	149	131
鹿角	121	130
阿仁合	219	188

注1)「50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけでないことに留意。

大雨警報基準

（令和4年5月26日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北秋鹿角地域	大館市	12	96
	鹿角市	8	118
	北秋田市	10	101
	小坂町	10	96
	上小阿仁村	9	89

※表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。

※土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険度の高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
鹿角市	米代川流域=39.2、大湯川流域=22.4、根市川流域=11、 間瀬川流域=12.8、黒沢川流域=5.1、夜明島川流域=13.8、 熊沢川流域=20.3、小坂川流域=20.6、汁毛川流域=7.9、 福士川流域=8.6、夏井川流域=6.6、椋内川流域=9.1、 冷水川流域=7.3	米代川流域=(5、35.2)、 夏井川流域=(5、5.9)	—

※流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北秋鹿角地域	大館市	7	69
	鹿角市	6	84
	北秋田市	7	72
	小坂町	7	69
	上小阿仁村	6	64

洪水注意報

令和4年5月26日現在

市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
鹿角市	米代川流域=31.3、大湯川流域=17.9、根市川流域=8.8、 間瀬川流域=10.2、黒沢川流域=4、夜明島川流域=11、 熊沢川流域=15.7、小坂川流域=16.4、汁毛川流域=6.3、 福士川流域=6.8、夏井川流域=5.2、樫内川流域=7.2、 冷水川流域=5.8	米代川流域=(5、25)、 大湯川流域=(5、14.3)、 間瀬川流域=(5、7)、 黒沢川流域=(5、2.2)、 夜明島川流域=(5、8.8)、 熊沢川流域=(5、15.7)、 小坂川流域=(5、13.1)、 汁毛川流域=(5、5)、 福士川流域=(5、6.8)、 夏井川流域=(5、4.2)、 樫内川流域=(5、5.8)、 冷水川=(5、5.8)	—

第4 水防警報

洪水により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、次の区分により水防警報が発令される。

発令者	河川名
秋田県知事	米代川(市内流域) 根市川、間瀬川、福土川、黒沢川、夜明島川、熊沢川、夏井川、樫内川、汁毛川、大湯川

第5 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。この火災に関する警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市の区域内に在る者は、市条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

なお、市は、火災に関する警報の発令基準等については、下記のとおりとする。

火災警報の発令基準

警報発令基準 (注)雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。	1 火災気象通報【乾燥】 以下に示す乾燥注意報基準と同一とする。 ① 最小湿度40%以下、実効湿度 65%以下が予想される場合 ② 実効湿度70%以下、平均風速 10m/s以上が予想される場合
	2 火災気象通報【強風】 以下に示す強風注意報基準と同一とする。ただし、降水(降雪を含む)時は通報しないことがある。 内陸 平均風速10m/s以上が予想される場合
	3 火災気象通報【乾燥・強風】 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】の基準を共に満たす場合
周知方法	①サイレン ②吹流し ③広報車等
対策	①住民への周知 ②地域内のパトロール

第6 警報等の受領

1 気象に関する特別警報・警報・注意報等の取扱要領

(1) 市における措置

ア 気象業務法に基づく気象注意報、警報及び消防法に基づく火災気象通報（以下「気象通報」という。）また、水防法に基づく水防警報は、市役所総務課及び広域行政組合消防本部通信指令室が受信する。

イ 総務課は、速やかに関係各部課へ伝達する。

ウ 夜間、休日等勤務時間外の気象通報は、警備室で受領し伝達する。

エ 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、異常低温注意報等の予警報等が発せられたときは、これらに対する被害防除のための対策は産業部が報道機関の協力を求め、一般に周知する。

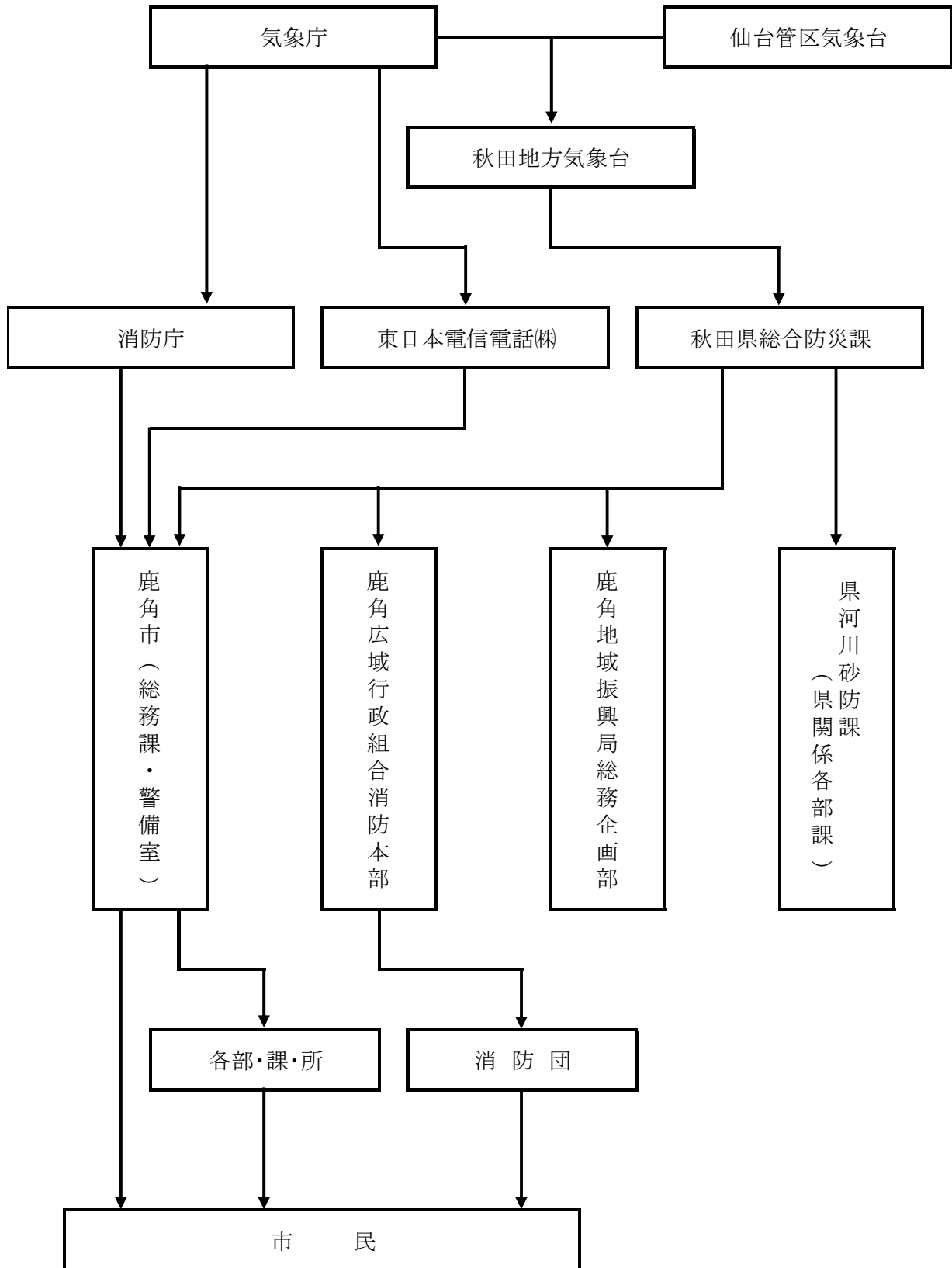
オ 気象注意報、警報等の伝達は、後述系統図によるほか、市防災メールや必要に応じてサイレンの吹鳴、また随時広報車による巡回広報等により、市民に周知を図るものとする。

2 火災気象通報

消防法第22条に基づく火災気象通報は、総務部が受領する。

受領方法は気象警報と同様とする。

気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の伝達系統図



第4節 災害情報の収集・伝達計画

担当：各機関

第1 計画の方針

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講ずる上で災害情報の収集及び伝達は最も重要であり、市及び防災関係機関が発表する広報は、被災地における混乱を防止し、かつ市民の不安の解消に重要な役割を担うこととなり、市及び防災関係機関は災害に関する情報の収集及び伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図るものとする。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、市は、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 情報の優先度及び伝達系統

- 1 被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出、救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接係るものを最優先する。
特に、人的被害（死亡・行方不明者数）については、県が一元的に集約・調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者、行方不明者数について積極的に収集し、市は県に連絡する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- 2 市は、次により所掌する業務に関する被害情報の取集活動を行い、あらかじめ構築した複数の伝達系統により、確実に情報を伝達するものとする。
 - (1) 航空機、無人航空機による目視・空撮などによる情報収集
 - (2) 被害規模に関する概括的な情報の上部機関への報告
 - (3) 災害応急活動に関する相互に緊密な情報交換
- 3 大規模災害による混乱等により市町村からの被害報告が円滑に実施されない場合、地域振興局長は災害対策現地派遣班の派遣を検討する。特に市町村の行政機能が著しく低下したと認められる場合は、現地派遣班の派遣や航空機等を活用するなど、県はあらゆる手段を尽くして積極的に情報を収取する。
- 4 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図るものとする。

第3 情報収集の役割

1 情報収集の役割

災害が発生した場合には、市及び防災関係機関は所掌する事務又は業務に関して積極的に自ら職員を動員して情報収集にあたるものとする。

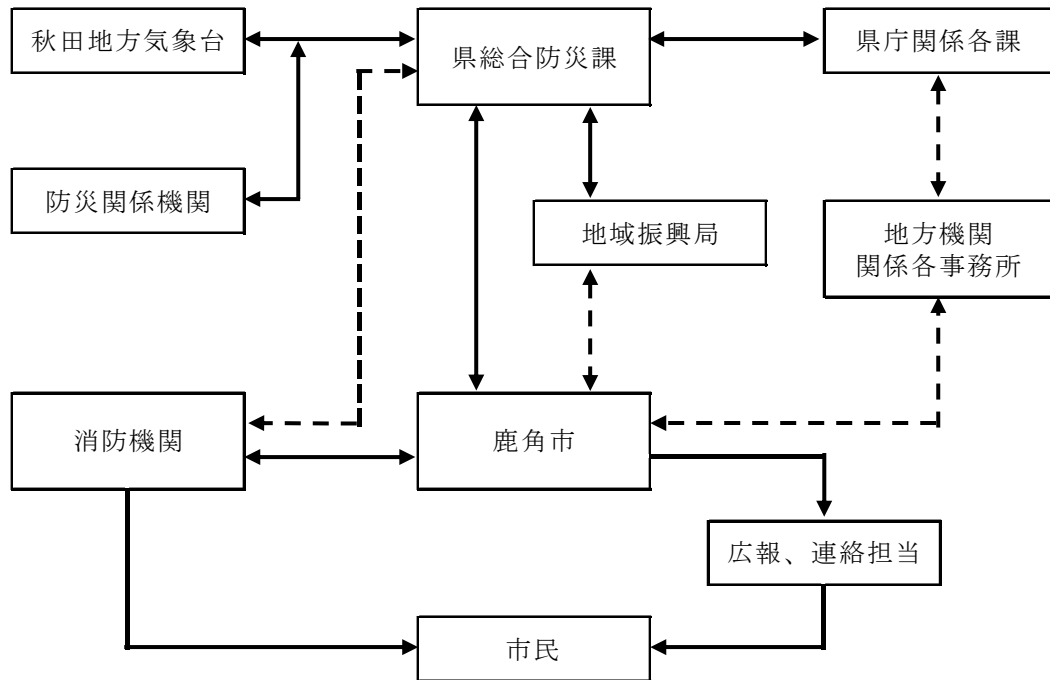
- (1) 災害の情報収集は総務部・情報連絡班が行う。
- (2) 情報の集計・分析等は総務部・情報連絡班の担当とし、常にその現況を明らかにする。
- (3) 情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため地域別情報等の連絡責任者（調査実施者）を定めておくものとする。

2 報告通報等

市は、設置した観測点のほか、秋田地方气象台、県、その他機関、隣接市町村、災害発生予想地域等から情報を収集する。

また、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市職員、消防職員、警察官へ通報し、発見者から通報を受けた関係職員は直ちに市長へ通報する。

災害情報の収集・伝達系統図



注1 - - - - - は必要により報告

第4 洪水予報等の住民への伝達

1 洪水予報の種類

(1) 国の機関が行う洪水予報

国土交通大臣が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した米代川について、洪水のおそれがあると認められるとき、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して知事に通知するものとし、必要に応じ報道機関の協力を求めて発表する。また、通知を受けた知事は、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知する。

(2) 知事が行う洪水予報

知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するものとし、必要に応じ報道機関の協力を求めて発表する。

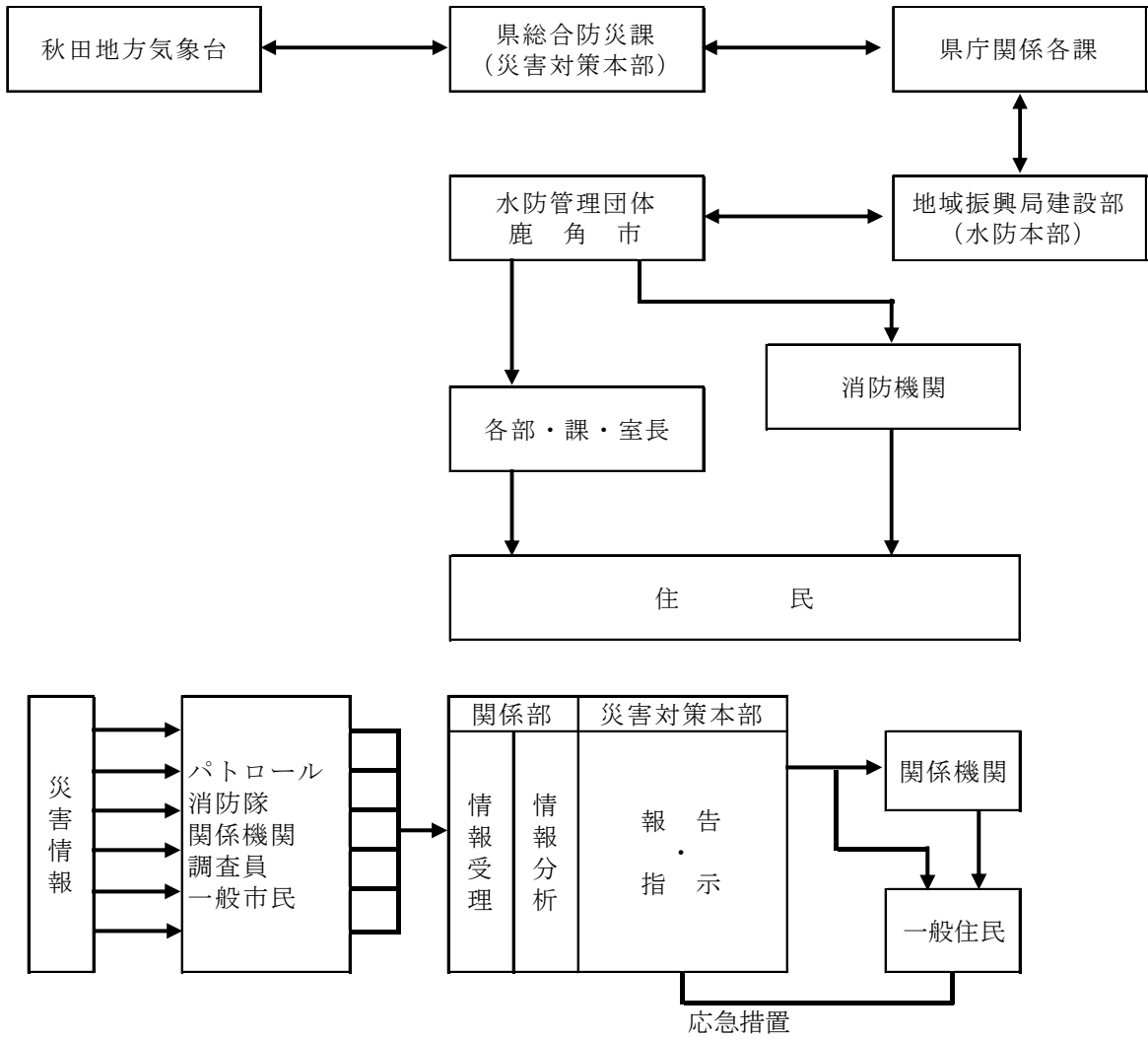
2 洪水予報の伝達

水防管理者（鹿角市長）は、洪水予報が発せられたときは、地域の消防団等を通じ、その旨を周辺住民に直ちに周知するものとする。

3 住民への周知等

本市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、本地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な事項について定め、これらの事項について住民に周知させるよう努めなければならない。

水防活動時の伝達系統



第5 水位情報

指定河川及び区域、対象とする水位観測所

水系名	河川名	警戒区域	観測所名	種類	量水標 管理者	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	水防 管理者	観測 者名	電話	備考
米代川	米代川	八幡平字長嶺端～ 福士川合流点	花 輪	テレ	秋田県	1.50	2.00	2.50	3.50	鹿角市	鹿角 地域 振興局 建設部	(0186) 23-2316	H21 設定
		福士川合流点～ 土深井沢川合流点	末 広	"	"	1.50	2.20	2.80	3.80	"	"	"	H21 設定
	福士川	花輪字福士川～ 米代川合流点	福士川	"	"	0.50	0.65	0.75	0.90	"	"	"	H28 設定
	大湯川	安久谷川合流～ 米代川合流点	毛馬内2	"	"	1.50	1.80	2.40	3.40	"	"	"	H17 設定
	熊沢川	八幡平字永田根瀬～ 米代川合流点	谷 内	"	"	0.75	1.35	1.80	2.30	"	"	"	R2 設定
	小坂川	(市内流域)～ 大湯川合流点	毛馬内1	"	"	1.00	2.00	2.60	3.60	"	"	"	H17 設定

地域振興局による水位情報周知河川

(水防警報河川及び水位周知河川以外の河川)

水系名	河川名	重要水防区間			観測 所名	種類	量水標 管理者	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	観測者名	連絡先	備考
		市町	大字	字								
米代川	間瀬川	鹿角市	花輪	鶴田～上台	間瀬川	テレ	秋田県	1.50	2.00	鹿角地域振興局 建設部	(0186) 23-2316	
	古遠部川	小坂町	小坂	濁川	古遠部川	テレ	秋田県	1.50	2.00	"	"	

第6 浸水想定区域の公表

1 浸水想定区域の指定

国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し関係市町村に通知する。

指定河川の浸水想定区域の公表

水系名	河川名	指定公表年月日
米代川水系	米代川（直轄管理区間）	平成28年5月31日
	米代川（県管理区間）	令和元年12月24日
	福士川	令和2年2月10日
	大湯川	令和2年4月28日
	小坂川	令和2年4月28日
	熊沢川	令和2年6月5日
	長木川	令和元年7月23日
	下内川	令和元年7月23日
	小猿部川	令和元年7月12日
	綴子川	令和元年7月12日
	阿仁川	令和2年1月31日
	小阿仁川	令和2年1月31日
	藤琴川	令和元年9月20日

2 洪水ハザードマップの作成

市は、県から浸水想定区域の指定があったときは、洪水ハザードマップを作成・配布し、住民説明会を実施する。

市は、地域防災計画に浸水想定区域、洪水予報の伝達手段、避難誘導の方法、避難場所及び避難所を定めるものとする。

また、浸水想定区域内に要配慮者などが入居している社会福祉施設等があるときは、これら施設の名称及び所在地を掲載し、周辺住民への周知を図る。

第7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。

市長は、土砂災害警戒情報を受け、これを直ちに市メール配信サービス等で住民等に広報し、住民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体勢の整備を図るものとする。

第8 異常現象発見時の措置

1 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。また、通報を受けた市長等は速やかに秋田地方気象台、県、その他関係機関に通報する。

2 被害の発生が予測される場合

雨量、水位等の観測者は、被害発生のおそれがある現象、又は前兆現象を観測・察知したときは、直ちに管轄の市長に報告する。

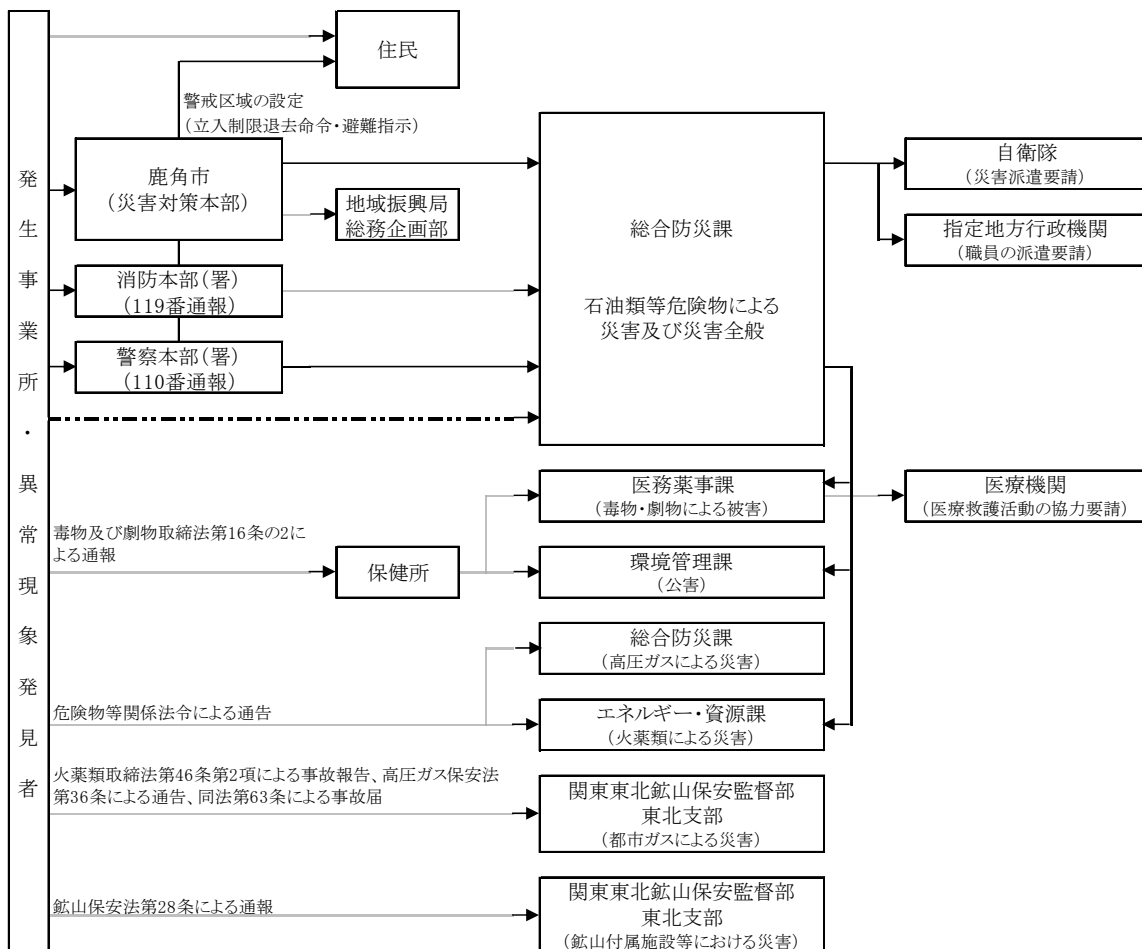
通報が必要な異常現象

事項	異常現象	
気象	著しく異常な気象現象(竜巻、大粒な降雹(ひょう)など)	
地象	火山	1 噴火現象及びこれに伴う降灰砂等
		2 火山地域での地震の群発、鳴動の発生、顕著な地形変化・湧水の異常変化・地温の上昇及びこれに伴う草木の立枯等
		3 噴気、噴煙の発生又は顕著な異常変化
		4 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常現象
地震	群発地震	

第9 特殊災害に関する情報

大規模火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。

【特殊災害発生時の連絡系統図】



凡例	—————	災害対策基本法に基づく連絡系統
	—————	関係法令に基づく連絡系統
	-----	石油コンビナート区域等で発生した場合の連絡系統

第10 被害状況等の調査

- 1 被害状況の調査にあたっては、被害調査担当員を定め、県、関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとし、種別ごとの被害調査の一例は次のとおりとする。
 - (1) 人的、住家、民生物資、衛生関係施設被害は、民生担当の対策部の調査担当員と民間の地区連絡員、民生委員及び施設の管理者等と協力して調査を実施する。
 - (2) 農業関係被害は、農業担当の対策部が、農協、農業団体等の協力を得て調査を実施する。
 - (3) 水産関係被害は、農業担当の対策部が漁協の協力を得て調査を実施する。
 - (4) 林業関係被害は、林業担当の対策部が森林組合等の協力を得て調査を実施する。
 - (5) 観光商工被害は、観光商工担当の対策部が商工会等の協力を得て調査を実施する。
 - (6) 土木被害は、土木担当の対策部が調査を実施する。
 - (7) 教育関係被害は、文教担当の対策部が学校長などの施設管理者の協力を得て調査を実施する。
 - (8) 私立学校施設、電気通信、鉄道被害、市の財政担当の対策部は施設管理者の協力を得て調査を実施する。

2 調査報告の取りまとめ

被害写真は、被害状況の確認及び記録保存のため必要である。各調査員及び広報担当員は、適宜被害箇所を選び被害の程度、破壊状況を撮影すること。(被害写真には、撮影年月日時刻、箇所名、被害名を記入しておく。)

第11 県に対する報告

災害(火災を除く)が発生したときは、秋田県総合防災情報システムにより、県総合防災課(災害対策本部等を設置している場合は、当該対策本部等)へ報告する。

ただし、県総合防災課へ報告できないときは、直接消防庁へ報告するものとする。

なお、消防機関は119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県へ報告するものとする。

1 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合(例えば、第一報で死傷者の有無等を報告する場合)には、第1号様式を用いて報告する。

(1) 災害の状況

ア 発生場所、発生日時

イ 当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入する。

(2) 災害種別の概況

ア 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

イ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

ウ その他これらに類する災害の概況

(3) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(4) 応急対策の状況

当該災害に対して、市(消防機関を含む。)が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告、指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

2 被害状況即報

被害状況が判明次第その状況を第2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

3 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に第3号様式により確定報告をする。

4 消防庁への直接即報基準

次に該当する場合は、消防庁へ直接通報を行うものとする。

(1) 火災等即報

ア 交通機関の火災…船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- ① 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ② 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ③ トンネル内車両火災
- ④ 列車火災

イ 石油コンビナート等特別区域内の事故

- ① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
- ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の相当程度の漏えいで応急措置を必要とするもの

ウ 危険物等に係る事故（上の②の事故を除く）

- ① 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれのあるもの。
- ② 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で次に該当するもの。
 - (ア) 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - (イ) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
 - (ウ) 高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

(2) 救急・救助事故即報

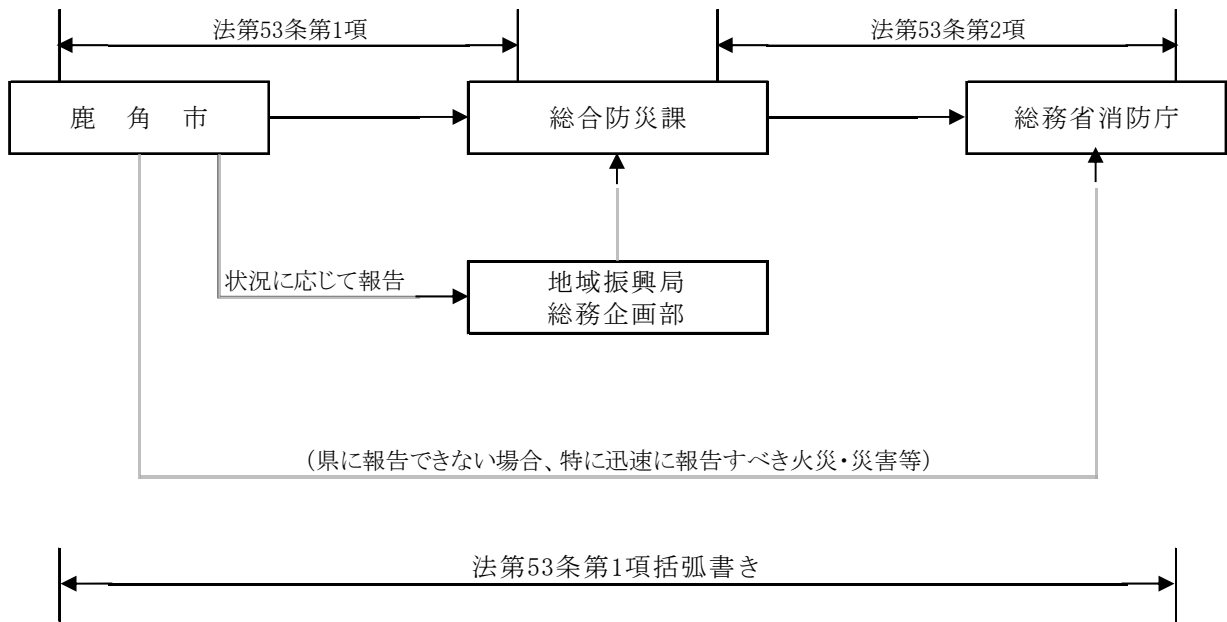
死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30人以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの

ア 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

イ バスの転落等による救急・救助事故

ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

【災害対策基本法第53条に基づく被害情報等の報告系統図】



総務省消防庁連絡先

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

*各団体の交換機の特番

(問い合わせ先) 総務省消防庁国民保護・防災部応急対策室応急対策係 03-5253-7527

◎災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、1号様式を用いて報告する。

【例】第1報で死傷者の有無等を報告する場合

◆災害の概況

- ・発生場所
- ・発生日時

当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入する。

被害状況報告の様式

第1号様式

(災害概況即報)		報告日時	年 月 日 時 分			
受信者指名		都道府県				
災害名		市町村 (消防本部名)				
(第 報)		報告者名				

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況													
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第1号様式 別紙

市町村名 ()

(避難指示等の発令状況)

地区名	緊急安全確保		避難指示		市町村名		高齢者等避難	
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	対象世帯数(※)	対象人数(※)	発令日時 解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	発令日時 解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第2号様式
(被害状況即報)

市 町 村			区 分			被 害							
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第	報	(月	日	時現在)	そ の 他	田	流失・埋没	ha	
		冠								水	ha		
報 告 者 名			畑							流失・埋没	ha		
										冠	水	ha	
区分			被害			学	校	箇所					
						病	院	箇所					
						道	路	箇所					
						橋	り	よ		う	箇所		
						河	川	箇所					
						港	湾	箇所					
						砂	防	箇所					
人 的 被 害	死	者	人										
	うち災害関連死者		人										
	行方不明者		人										
	負傷者	重	傷	人									
軽		傷	人										
住 家 被 害	全		棟										
			世帯										
			人										
	半		棟										
			世帯										
			人										
	一 部 破 損		棟										
			世帯										
			人										
	床 上 浸 水		棟										
			世帯										
			人										
床 下 浸 水		棟			り	災	世 帯	世帯					
		世帯			り	災	者 数	人					
		人			火	災	建 物	件					
非 住 家	公 共 建 物		棟										
	そ の 他		棟										
					危	険 物	件						
					そ	の 他	件						

第2編 一般災害対策編
第2章 災害応急対策計画

区 分		被 害	災 等 害 の 設 置 策 本 部 状 況
公 立 文 教 施 設	千円		
農 林 水 産 業 施 設	千円		
公 共 土 木 施 設	千円		
そ の 他 の 公 共 施 設	千円		
小 計	千円		
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体		
そ の 他	農 産 被 害	千円	被 害 の 詳 細
	林 産 被 害	千円	
	畜 産 被 害	千円	
	水 産 被 害	千円	
	商 工 被 害	千円	
	そ の 他	千円	
被 害 総 額	千円		119番通報件数 件
災 害 の 概 況			
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)	
	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	その他	

※1 被害額は省略すねことができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第3号様式 災害確定報告

市町村				区分		被害		
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定			田	流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
報告者名				畑	流失・埋没	ha		
					冠水	ha		
区分		被害		そ の 他	学 校	箇所		
区 分		被 害			病 院	箇所		
区 分		被 害			道 路	箇所		
区 分		被 害			橋 り よ う	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			河 川	箇所		
	うち災害関連死者	人			港 湾	箇所		
	行方不明者	人			砂 防	箇所		
	負傷者	重 傷	人			清 掃 施 設	箇所	
		軽 傷	人			崖 く ず れ	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟			鉄 道 不 通	箇所		
		世帯			被 害 船 舶	隻		
		人			水 道 戸			
	半 壊	棟			電 話	回線		
		世帯			電 気 戸			
		人			ガ ス 戸			
	一 部 破 損	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯	世帯				
	世帯		り 災 者 数	人				
	人		火 災 発 生					
非 住 家	公 共 建 物	棟		建 物	件			
	そ の 他	棟		危 険 物	件			
					そ の 他	件		

第2編 一般災害対策編
第2章 災害応急対策計画

区 分		被 害		災 害 等 の 対 策 本 部 状 況	名 称	
公 立 文 教 施 設	千円				設 置	
農 林 水 産 業 施 設	千円				解 散	
公 共 土 木 施 設	千円			被 害 の 詳 細		
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円				
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示の状況）					

第12 被害の認定基準

1 人的被害

用語	被害程度の認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
負傷者	重傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者

2 住家被害

用語	被害程度の認定基準
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全壊、全焼 又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの。 1 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 2 住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。
半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

用語	被害程度の認定基準
非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
被害の程度	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

4 その他の被害

用語	被害程度の認定基準	
田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する施設とする。	
地すべり	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。	
被害船舶	櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
電話	通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。	
水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。	
電気	電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。	
ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。	
報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。	

5 被害金額

用語	被害程度の認定基準
公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和22年法律第247号)による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

用語	被害程度の認定基準
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6 り災世帯・り災者

用語	被害程度の認定基準
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

7 火災

用語	被害程度の認定基準
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。

第13 安否情報の収集・伝達体制

1 安否不明者の情報収集・氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

2 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

市は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、市は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び関係機関との間で情報共有を図る。

第5節 孤立地区対策計画

担当：各機関

第1 計画の方針

市は、災害による孤立想定地区（中山間地集落、限界集落等）を定め、これら地区等の孤立予防対策として、道路・橋梁等の耐震化、通信施設などの公共施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備や地すべりや雪崩発生危険箇所など、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施するものとする。

さらに、孤立想定地区の公共施設を備蓄倉庫として活用し、水・食料品、生活用品など緊急物資の備蓄に努める。また、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落、いわゆる限界集落については、定期的な巡回・指導に併せ、住民の健康や生活面などの把握に努め、これらの実態を踏まえたきめ細かな対策が必要である。

第2 交通路の確保

国、県及び市の道路管理者、並びに東日本高速道路などの機関は、大雨に伴う洪水や土砂災害、雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合は、警察や運輸関係機関等と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合には、県・市及び関係機関等と連絡調整の上、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれ集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。さらに、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出の上、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。

市は、公衆回線施設等が被災した通信サービスの途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機器などの配備に努める。

市は、小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努める。

第5 救急患者の搬送

救急患者が発生した場合、県消防防災ヘリコプターによる患者搬送を要請する。

また、状況に応じて関係機関に航空機の派遣を要請する。

市は、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポートを設置し、識別できる標識等を設置する。

第6 緊急物資の備蓄

市は、想定孤立集落又は地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物資の備蓄に努める。

	品目・用途等	備考
飲料水	ミネラルウォーター、お茶など	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食料品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海草類など 3 乳児用ミルク 4 その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
発電機	小型可搬式自家発電機	
燃料	暖房用、炊事用、発電機用	
医薬品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
その他	必要雑貨	

第7 し尿、ごみの処理

洪水、又は積雪時等において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、住民に周知しておくこと。

ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておくこと。

第6節 通信運用計画

担当：各機関

第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象警報時の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の通信は次により実施する。

第2 通常時における通信連絡

市及びその他防災関係機関が行う災害に関する予警報等の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、秋田県総合防災システム及び市防災行政無線設備、電気通信事業用通信設備、又はそれぞれの専用の通信設備をもって迅速に行う。

第3 非常時における通信連絡

1 県及び市防災行政無線設備の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、秋田県総合防災システム及び市防災行政無線設備を最大限活用して通信運用を迅速に行う。

2 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定し、承認を受けておくものとする。

- (1) 電気通信事業法に基づき、電話取扱局の承認を受けた非常及び緊急電話
- (2) 災害地の指定避難場所等に設置された有線、又は可搬無線機による特設電話

3 他の機関の通信設備の使用

(1) 災害応急措置の実施に際し、特に必要のあるときは、災害対策基本法（昭和59年法律第86号）その他関係法令の定めるところにより、他の関係機関の通信設備を活用してその通信を確保する。

(2) 他の機関の通信施設

- ア 警察通信施設
- イ 鉄道関係通信施設
- ウ アマチュア無線通信
- エ タクシー業務無線通信
- オ その他

(3) 他の機関の通信施設を利用する場合は、次の事項を管理者に申し出て行うものとする。

- ア 利用又は使用しようとする通信施設
- イ 利用又は使用しようとする理由
- ウ 通信の内容
- エ 発信者及び受信者
- オ 利用又は使用を希望する時間
- カ その他の必要な事項

4 非常無線通信の実施（非常無線通信協議会の運用）

非常災害等により有線通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法の定めるところにより、非常無線通信（非常無線通信協議会の運用）により防災業務を遂行する。

5 放送要請

警報、避難の指示等（避難命令）のうち、緊急、かつ重要な事項については知事に要請し、各放送局に対する緊急時の通報を確保する。

第4 通信の統制等

1 通信統制

災害の発生時においては、有線及び無線がふくそうすることが常であることから、通信施設の管理者は必要に応じ適切な通信統制を行う。

2 通信施設者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設者及び通信依頼者は相互の連携を密にするとともに、通信施設者は被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努めるものとする。

3 行政用ファクシミリの優先活用

災害情報を迅速、的確に把握するため、消防、支所等に配備されているファクシミリを災害時は優先的に活用することとする。

第5 通信及び放送施設の応急、復旧対策

1 秋田県総合防災情報システム

(1) 基本方針

災害が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び防災関係機関相互の情報通信の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ① 要員の確保
- ② 予備電源用燃料の確保
- ③ 機器動作状態の監視強化
- ④ 機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ① 職員による仮復旧の実施
- ② 通信回線の確保
- ③ 復旧工事に伴う要員の確保

2 防災行政無線施設

(1) 基本方針

災害が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は被災実態を早期に把握、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び防災関係相互の無線通信の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ① 要員の確保
- ② 予備電源用燃料の確保
- ③ 機器動作状態の監視強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ① 移動局による臨時無線回線の設定
- ② 復旧に伴う要員の確保

3 東日本電信電話株式会社（NTT東日本秋田支店）

(1) 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信のふくそう状況に応じた応急復旧措置を迅速、かつ的確に実施する。

(2) 応急対策

ア 通信サービスの復旧順位

災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧などについて速やかに対策が取れる体制をつくる。

① 第1順位

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関

② 第2順位

ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関

③ 第3順位

第1順位、第2順位に該当しない機関等

イ 通信の非常そ通措置

災害時の通信輻輳の緩和、及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- ① 中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。
- ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ③ 非常緊急通話または非常緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通信又は電報に優先して取り扱う。
- ④ 災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため災害伝言ダイヤルを運用する。

ウ 災害の状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った場合は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により市民等へ周知する。

- ① 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- ② 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- ③ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- ④ その他必要な事項

第7節 広報計画

担当：各機関

第1 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況などを十分把握しながら効果的な広報活動を行う。

災害発生時における広報は、市が行うもののほか、報道機関等と密接な連携を維持し、被害の状況及び応急復旧対策の実施状況等についての的確に広報する。

なお、要配慮者への配慮、並びに住民等からの問い合わせについては、適切な体制の整備を図るものとする。

第2 広報する情報

災害広報は、災害の規模、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など、おおむね以下の事項について、簡潔かつ明瞭に行うものとする。

特に、個人情報の扱いについては十分留意し、広報に当たっては本人の了解を得るものとする。

- 1 災害対策本部などの設置に関すること。
- 2 死傷者、並びに住宅被害に関すること。
- 3 避難指示等発令状況、避難者（特に避難行動要支援者）、避難所の開設・運営等に関すること。
- 4 安否情報に関すること。
- 5 食料・水及び生活物資の過不足、並びに配給状況や配給計画に関すること。
- 6 市及び防災関係機関の応急対策の実施状況に関すること。
- 7 電話、道路、鉄道など公共施設被害に関すること。
- 8 流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止に関すること。
- 9 被災者の生活再建支援に関すること。
- 10 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。
- 11 食料、生活必需品、燃料油の供給状況など生活関連の情報に関すること。
- 12 二次災害の防止に関すること。
- 13 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること。
- 14 災害ボランティアの募集に関すること。
- 15 避難経路に関すること。
- 16 警察施設の代替施設に関すること。
- 17 警察ホームページの代理掲載に関すること。
- 18 ライフラインの復旧状況に関すること。
- 19 医療機関の活動状況に関すること。
- 20 感染症の発生状況及び予防に関すること。
- 21 その他

第3 広報手段

広報については、情報の出所を明記の上、次の方法によるものとするが、災害の規模、態様などに応じ、最も有効な方法で実施するものとする。特に、停電や通信障害が発生した場合は、情報取得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するなど、適切な方法により情報を提供するものとする。

- 1 テレビ・ラジオ・電光ニュース・新聞による広報
- 2 広報車・航空機等による広報
- 3 チラシ・ビラ等による広報
- 4 無線及び有線放送による広報
- 5 その他インターネットの活用など有効な手段による広報
- 6 秋田県情報集約配信システム（Lアラート）による広報
- 7 登録制メール

第4 放送各社への緊急連絡

災害又は事故が発生し、その周知について緊急を要する場合、市・消防本部は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に緊急連絡を行う。

ただし、緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

名称	担当部局	電話	FAX
日本放送協会秋田放送局	放送部	018-825-8141	018-831-0585
(株) 秋田放送	報道部	018-826-8520	018-825-2777
秋田テレビ (株)	報道部	018-866-6131	018-888-2252
秋田朝日放送 (株)	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115
(株) エフエム秋田	放送部	018-824-1155	018-823-7725
鹿角コミュニティFM (株)	—	0186-25-8739	0186-25-8817

第5 報道機関に対する被害状況等の発表要領

- 1 災害対策本部長、副本部長又は総務部長のいずれかが記者会見室を設けて定期的（時間を定め）に概況を発表する。
- 2 災害応急対策実施者はあらかじめその所掌する災害広報に関し広報文を定めておくものとする。

第8節 避難計画

担当：総務部・消防本部・警察

第1 計画の方針

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域の居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。）を決定し、これらを通知するとともに、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所を開設し、水・食料、生活必需品等の備蓄物資の放出・配給、並びに不足物資等の調達、さらに保健・衛生面など避難者又は被災者の生活支援を行うとともに、多数の帰宅困難者が発生した場合には、公共交通機関の管理者等と連携し、帰宅困難者への支援に努める。また、これら生活支援等の実施に当たっては、要配慮者や女性への十分な配慮、並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第2 避難の区分及び態様

1 区分

(1) 住民等の判断による避難

災害情報等により、災害発生のおそれがあると予想した場合は住民自らの判断で避難するものとする。

(2) 指示による避難

市長は、災害発生のおそれがあると予想される場合は、人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕を持って避難の指示を行うものとする。

2 態様

(1) 事前避難

災害情報（大雨、暴風、洪水の警報または河川の警戒水位の突破等）により、災害発生のおそれがある場合に、事前に市民を安全な場所へ避難させること（住民自らの判断で避難するものを含む。）をいう。

ア 縁故避難

安全な地域にある親族、知人、友人宅等への避難

イ 計画避難

実施責任者が指定した避難場所または避難所への避難

(2) 緊急避難

事前避難のいとまがない場合（火災・洪水等）で、災害がまさに発生しようとし、または発生した場合に、当該地域の住民全員に緊急に安全な場所へ避難させることをいう。

(3) 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ輸送計画により移送収容する者及び避難に遅れたものを救出収容し、避難させることをいう。

第3 避難のための立ち退き指示等に関する実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
市長	災害全般		災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市町村長から要求があったとき。（災害対策基本法）	災害対策基本法第61条警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
知事	災害全般	ただし、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般	警察官がその場にいない場合に限る。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員・水防管理者(市町村長)	洪水	洪水のはん濫についての避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地滑り	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

第4 避難指示等発令の実施範囲

市長は、避難指示等の判断基準を災害種別ごと定めるものとする。

また、避難のため立退きを指示した時は速やかに知事に報告する。

なお、市長は、警察官から避難のための立退き指示をした旨の通知を受けた時、また、避難の必要がなくなった時も同様に知事に報告するものとする。

火山災害に伴う避難については、第4編第3章第2節「避難計画」による。

1 市長

行動を居住者等に促す情報	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(注1) 「高齢者等避難」は、災害対策基本法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル5 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

(注2) 「避難指示」は、災害対策基本法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル4の避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。なお、津波については避難指示に警戒レベルを付さないこととしている。

(注3) 「緊急安全確保」は、災害対策基本法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市町村長は、指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

2 警察官

警察官職務執行法による措置	災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、避難させ又はその場に居合わせた者その事物の管理者、その他関係者に対し、必要と認められる危害防止措置をとることを命じ、自らその措置をとる。
災害対策基本法による指示	市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者などに対し避難のための立退きを指示する。
報告・通知	警察官職務執行法に基づき警察官がとった処置は、順序を経て公安委員会に報告する。災害対策基本法により避難のため立退きを指示したとき、並びに避難の必要がなくなったときは、市長に通知する。

3 自衛官

避難等の措置	自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、2の警察官職務執行法による措置に基づく避難等の指示をする。
報告	上記により自衛官がとった処置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。

4 水防管理者

指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは立退くことを指示する。
通知	避難のための立退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

5 知事又はその命を受けた職員

指示	(洪水) 水防管理者の指示と同様 (地すべり) 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、地域内の居住者に対し立退きを指示する。
通知	避難のための立退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

第5 避難情報の伝達

1 伝達手段

市長は、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、広報車による巡回広報、テレビ、防災ラジオ、自治会長への電話連絡など、あらゆる伝達手段を活用し、住民への直接避難情報の周知徹底を図る。

また、テレビ等は、ほとんどの世帯に普及し、より確実に多くの住民に周知できることから、情報集約配信システム等のLアラート機能等を活用し、放送事業者への迅速な情報提供に努める。なお、消防職員や消防団などが避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し市長に報告する。

2 高齢者等避難

市長は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保するため、高齢者等避難を発令する。

高齢者等避難が発令された場合、個別避難計画に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。

3 避難指示・緊急安全確保

市長は、避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難指示の周知徹底を図るとともに、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立退きを促す。

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。また、市は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて

気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に行うものとする。

- (1) 避難の対象地域
- (2) 避難指示の理由
- (3) 避難指示の期間
- (4) 避難先
- (5) 避難経路
- (6) その他必要な事項

また、緊急安全確保については、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。

第6 避難誘導

- 1 市長は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等を定め、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図る。加えて、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- 2 警察や消防機関等と連携・協力し、避難中における安全確保を図る。
- 3 避難はできるだけ自治会単位の集団で行い、避難行動要支援者に対しては避難支援者等と協力し、優先的な避難を行う。また、市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- 4 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、避難指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

第7 指定避難所の開設・運営管理等

1 指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るほか、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設したときは、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとする。

なお、市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

2 指定避難所の運営管理等

あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努める。また、女性等の視点を取り入れた対策については、「第9 女性の視点を取り入れた指定避難所対策」によるものとする。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針(第2版)(令和2年7月)」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努めるものとする。

(1) 生活環境の整備

避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。なお、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

(2) 福祉避難所の開設等

指定避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がいた場合、市は第1福祉避難所を開設する。また、市が第2福祉避難所の開設を必要と判断する場合には、第2福祉避難所の施設管理者に開設を要求し、受入態勢が整い次第、災害派遣福祉チーム(DWAT)の活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れる。

(3) 適切な運営管理

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

第8 被災者の健康保持

市は、県と連携し、避難者及び住宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

- 1 保健師・管理栄養士等による巡回健康診断、栄養指導、健康教育等
- 2 要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応
- 3 精神科医・保健師等によるこころのケア

第9 多様な視点を取り入れた避難所対策

市は、避難所の開設及び運営に当たり、多様な視点を取り入れた対策を実施するものとする。

1 男女別ニーズの違いへの配慮

- (1) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、女性専用の更衣室、授乳室及び休憩等のための女性専用スペースを設ける。これらの設置にあたっては、外から覗かれることのないよう、パーティション等を活用するなどして、プライバシーの確保に努めること。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置する。また、障がい者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討すること。

(2) 避難者の受入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じること。

2 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮

(1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行うこと。

なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うこと。

(2) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えること。

(3) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施したり、防犯ブザーを配付するなど、安全・安心の確保に配慮すること。

(4) 一般の避難所等では避難生活に困難が生じる要配慮者については、介護や医療相談等を受けられるスペースを確保するなど配慮すること。

3 避難所の運営管理

(1) 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。

(2) 自治的な組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをすること。

(3) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置すること。

(4) 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、医療機関、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること。

(5) 避難所で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行うよう努めること。

・肢体不自由者

車椅子を降りてリラックスできるスペースの確保、移動せずに着替えやトイレができるよう間仕切り等を活用したプライバシーの確保等

・聴覚障がい者

手話等によるコミュニケーション支援やプラカード、ホワイトボード等の使用による情報伝達等

・視覚障がい者

放送やハンドマイクの使用等音声による情報伝達等

・知的障がい児者

簡潔な言葉によるゆっくりとした説明、図を用いる、文字にルビを振る等

・精神障がい者

状態に合わせたコミュニケーションを取りながら、病状、服薬情報の聞き取り、医療機関・保健所等につなげる等

・発達障がい児者

本人をよく知る人を見つけて配慮方法を確認する、喧噪や光、会話が苦手な人への配慮等

・高次脳機能障がい者

記憶障害や社会行動障害等、外見から判別しにくい症状もあるため、声がけや簡潔な説明を行う等

- ・医療的ケアを必要とする人
人工呼吸器・吸引器等の電源、経鼻経管栄養剤の確保等
- ・人工肛門・人工膀胱保有者
同性の担当者による聞き取り等、プライバシーに配慮したニーズの把握等

第10 避難生活の長期化への対応

市は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

また、必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第11 広域避難

1 体制の構築

市は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 広域避難の要請

市は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。なお、協定の相手方を持たない市町村や、相手方を持つ市町村であっても状況（相手方の市町村も被災のおそれが高く受入れが困難になる場合など）によっては、次により受入れを要請する。

（災害対策基本法第61条の4～7 関係）

- (1) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (3) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

3 関係機関における連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に

に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

4 広域避難の受入に係る準備

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第12 広域一時滞在

市は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。

また、必要に応じ、次により受入れを要請する。

(災害対策基本法第86条の8～13)

- (1) 市は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められる時は、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を代わって行う。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。
- (4) 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、市に代わって行うこととなる県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

なお、市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第13 要配慮者への配慮

市は災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

また、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援態勢の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

第14 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者に対して、情報の早期把握を努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、市は健康相談や

保健指導を実施するものとする。

第15 帰宅困難者支援

多数の帰宅困難者が発生した場合、市、関係機関及び県は、次により帰宅困難者への支援に努める。

1 市の実施範囲

市は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。

2 関係機関の実施範囲

公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供するものとする。

第16 避難所等の家庭動物対策

- 1 避難所へ飼い主が家庭動物を同行避難できるよう環境整備に努める。
- 2 避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣など、支援する体制を構築する。

第17 警戒区域の設定

市長等は被害状況に応じた警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

- 1 警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- 2 警戒区域の周知は、市防災行政無線及び広報車、又は消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。
- 3 警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。
- 4 警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、又はロープ等で明示する。

警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、住民等の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	ただし、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	ただし、市、警察官がその場にいないとき。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、活動確保する必要があるとき。	消防法第28条 消防法第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要がある場合。	水防法第21条

第9節 消防・救助活動計画

担当：消防本部

第1 計画の方針

市（消防機関を含む。以下「市等」という。）は、災害発生時において、管轄区域内の火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救助・救急活動を行う。

第2 消防活動

- 1 管内で災害が発生したときは、消防計画に基づく消火活動や必要な応急措置を行い、住民・自主防災組織に対しては出火防止、初期消火及び延焼拡大防止などの徹底について広報する。
- 2 住民、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、効果的な応急処置を講ずる。
- 3 市等の消防力で対応が困難な災害が発生した場合、県又は他の市等に対し応援を要請する。
また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外市などとの災害時における相互応援協定に基づき応援を要請する。

第3 救助活動

1 市等

- (1) 管内で要救助者が発生したときは、迅速かつ必要な応急活動を実施する。
また、平時から地域住民や自主防災組織に対して救助・救急や初期活動などの知識の普及・啓発に努める。
- (2) 市の救助力を超える災害が発生した場合、県、他の市、警察などに応援を求めるとともに、市長は知事に自衛隊の災害派遣を要請できる。
また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市等の災害時における相互応援協定により応援を要請する。

2 関係機関

- (1) 警察は、県、市などから救助・救急活動の応援を求められた場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助・救急活動を実施する。
- (2) 自衛隊は、知事の災害派遣要請に基づき、救助・救急活動を実施する。

3 合同調整所の設置

災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じて部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第4 林野火災対策

- 1 市長は、地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火が有効と認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、火災が拡大し、県の消防防災ヘリコプターで対応が困難と認められる場合は、協定等に基づき県を通じて他の消防防災ヘリコプターの応援を要請する。
- 2 市長は、火災が広域に拡大し、消防防災ヘリコプターによる空中消火活動が困難であると認められる場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
知事は、派遣要請依頼を認めたときは、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊に災害派遣を要請する。

- 3 市長は、知事等からヘリコプターの出動通知を受けたときは、離着陸場や燃料等の補給基地を指定し報告するとともに、補給基地の運営を支援する。
- 4 県及び東北森林管理局は、空中消火用資機材の輸送や空中消火剤の補給作業隊等を編成し、消火体制を整えるものとする。

第5 防災業務従事者の安全対策

1 市等

- (1) 市は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。
- (2) 消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。

【主な内容】

- ・警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂
- ・ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有
- ・消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の確立

第10節 消防防災ヘリコプター活動計画

担当：総務部・消防本部

第1 計画の方針

災害時において道路の遮断や通信サービスの途絶により孤立した地区への支援、並びに被災地区の情報収集、救助・救急活動、傷病者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送などの緊急応急対策には、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第2 緊急運航

県消防防災ヘリコプターの緊急運行は、「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運行要領」の定めるところにより、次のとおりとする。

1 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合とする。

区分	内容
公共性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。

2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖沼等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 大規模事故等の状況把握及び情報収集

大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難指示等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

第3 緊急運航要請手続等

1 緊急運航の要請

市長及び消防事務に関する一部事務組合の長（以下「市長等」という。）は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式第1号）によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を通じて市長等に出動の可否について回答する。

2 受入体制の整備

市長等は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場から医療機関等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材及び水利の確保
- (4) その他の必要な事項

3 報告

市長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに報告する。

報告先	電話・FAX番号	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※ 秋田県総合防災情報システム 専用電話 110511 衛星携帯用電話 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠40番地1

第4 夜間救急搬送

夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づき行うものとする。

1 夜間救急搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として以下の全てに該当する場合に実施する。

- (1) 緊急運航の要件である公共性、緊急性及び非代替性の3要件を満たすものであること。
- (2) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合であること。
- (3) 救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

2 要請時間

昼間運航時間内（原則として午前8時30分から午後5時15分まで）に出動要請があったときに実施する。

3 指定離着陸場

次の指定着陸場を使用するものとする。

地区	圏域名	名称
県北	大館鹿角	かづの厚生病院ヘリポート 大館市立総合病院屋上ヘリポート
	北秋田	大館能代空港（飛行場）

第5 航空機の運用調整等

県は、航空機（消防防災ヘリ、県警ヘリ等）を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内の航空調整班（ヘリコプター等運用調整班）において、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

県は、実働関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

様式第1号

秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 F A X			
1 要 請 機 関 名	電話 発信者				
2 災 害 種 別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災 (4) 災害応急 (5) その他				
3 要 請 内 容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ()				
発 生 場 所 (発 生 時 間)	市・町・村 番地				
4 (事 故 概 要) (目 標) (離 着 陸 場 所)	年 月 日、 午前・午後 時 分頃				
5 気 象 条 件 (現 場)	視程 m	天候	雲量 (高 m)	風向	
	風速 m/s	気温 ℃	(警報・注意報)		
6 現 地 指 揮 者	所属・職名・氏名				
7 通 信 手 段 (現 場)	無線種別 (統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)				
8 傷 病 者 名	氏名	年齢	歳	性別	男・女
9 傷 病 名 ・ 症 状					
10 傷 病 者 搬 送 (着 陸 場 所 等)	出 発 先 所 在 地 及 び 目 標 (病 院 名)		搬 送 先 所 在 地 及 び 目 標 (病 院 名)		
11 要 請 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分頃				
12 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名 機数 機				

※以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航 空 隊 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到 着 予 定 時 間	年 月 日 (曜日) 時 分頃
3 活 動 予 定 時 間	時間 分
4 必 要 資 機 材	
※その他の特記事項	
航空隊担当者	

様式2

災 害 状 況 報 告

年 月 日

災 害 種 別		(1)火災	(2)救助	(3)救急	(4)偵察	(5)その他
要 請 者						
発 生 場 所						
日 時 等	発 生 (要 請)	月 日 :	天 候 気 温 ℃ 風 速 m / s その他 ()			
	収 束	(月 日 :)				
災 害 の 概 要		(到着時の状況) (収束時の状況…死傷者数、焼損程度等)				
活 動 の 概 要 (数日にわたる場合 日毎の内容)						
そ の 他 特 異 事 項 等						
報 告 者 氏 名					連 絡 先	

▶ 第11節 水防活動計画

担当：総務部・建設部・消防本部

第1 計画の方針

洪水等による水災の警戒及び防御等、市内各河川、湖沼等に対する水防上必要な措置対策の大綱は「鹿角市水防計画」による。

第2 水防活動

洪水等による水災の警戒及び防御等の必要な活動については、「鹿角市水防計画」による。

第12節 災害警備計画

担当：鹿角警察署

第1 計画の方針

警察は、関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、迅速な警備体制の確立と情報の収集に努める。

第2 災害警備

1 警備活動

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 住民に対する避難指導、誘導及び危険箇所の警戒
- (4) 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) NPO・ボランティア等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持

2 警備体制

- (1) 警察署（現地）災害警備本部等の設置

警察署は、管内の災害実態に応じ、警察本部に設置された災害警備本部等に準じて警察署（現地）災害警備本部等を設置する。

第13節 緊急輸送計画

担当：関係機関・総務部・産業部・建設部

第1 計画の方針

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んで、あらゆる災害応急対策の基盤となるものであり、本節では緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について必要な事項を定める。

第2 輸送網の確保

1 道路・橋梁等

道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事に当たっては、緊急輸送路を優先する。

2 鉄道

鉄道事業者は、鉄道施設が被災した場合、その被害状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転等により交通を確保する。

第3 道路交通規制

1 道路管理者の措置

- (1) 道路管理者は、路面、橋梁、法面等の道路施設を巡回調査し、災害によって道路施設が危険な状況にあると予想されたとき又は知ったときは、速やかに通行止め等の必要な措置をとる。
- (2) 道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制の予告に努めるものとする。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

2 道路交通規制等

- (1) 交通規制が実施されたときは、直ちに住民及び関係機関等に周知徹底を図る。
- (2) 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- (3) 緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。
この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地周辺の県警察の協力も得て広域的な交通規制を実施する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。
- (4) 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。
- (5) 緊急車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令等を行う。
- (6) 警察、道路管理者及び災害対策本部等は、交通規制に当たっては、相互に密接な連絡を図る。

3 緊急通行車両の確認及び交通規制

- (1) 緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が行うが、その窓

口業務の担当は次のとおりとし、その細部については「災害時の緊急通行車両確認事務処理」による。

ア 県有の車両及び借上車両については、県総合防災課

イ ア以外の車両については、警察本部及び警察署

(2) 公安委員会は、県、市と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路（注1）の確保に当たる。

(3) 公安委員会は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(4) 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地に隣接する県公安委員会とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(注1) 緊急交通路とは、災害が発生した場合に、災害応急対策に従事する車両以外の通行が禁止又は制限される道路である。

4 運転者のとるべき措置の周知徹底

(1) 走行中の車両運転者に対する措置

ア できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオなどにより、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のための車両使用の禁止

避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。

② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所とする。

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

ウ 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わないとき、又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度の範囲において、車両等を破損することがある。

5 災害時における放置車両及び立ち往生車両等の移動

(1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償するものとする。
- (4) 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請するものとする。
- (5) 県は、市道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確認する必要があるときは、市に対し、広域的な見地から指示を行うとともに、国道管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行うものとする。

第4 道路啓開等

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県及び国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、国土交通大臣は、道路管理者である県及び市に対し、県知事は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から指示を行う。

路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

また、国〔国土交通省〕は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。加えて、国〔国土交通省、防衛省等〕は、合同会議、調整会議などにおける対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施する。

第5 輸送

1 輸送の確保

- (1) 東北運輸局長は、災害時において必要があると認められる時は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者等に対し、輸送の確保について協力要請するとともに、関係事業者等と調整を行う。
- (2) 知事及び市長は関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められるときには従事命令及び公用負担の権限を行使する。県は、(公社)秋田県トラック協会及び秋田県倉庫協会と「災害時における緊急・救護輸送及び物資の保管等に関する協定」を締結しており、災害の発生時において、緊急・救援輸送等の要請を行う。

2 輸送の対象

- (1) 被災者
- (2) 飲料水及び食料品
- (3) 救助用物資
- (4) 災害対策のための要員及び資機材
- (5) その他必要な人員、物資等

3 輸送の手段

- (1) 自動車による輸送
災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。
- (2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(3) 航空機による輸送

緊急を要する人員、物資を輸送する場合に行う。

(4) その他の輸送

自動車等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

第6 緊急輸送

傷病者、医師、避難者などの人員輸送、又は食料・生活用品などの物資輸送、又は医薬品等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に機動力のある航空機を状況に応じて使い分け、有効活用する。

なお、輸送対象の想定は次のとおりとする。

第1段階	避難期	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 4 負傷者等の後方医療機関への搬送 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制などに必要な人員及び物資
第2段階	輸送機能確保期	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	応急復旧期	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

第7 災害派遣等従事車両に係る手続き

他の都道府県等が被災し、災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の決定通知があった場合において、市に対して被災地救援等のために有料道路を使用したい旨の申し出があった場合、市は災害派遣等従事車両取扱い要領の規定に基づき「災害派遣従事車両証明書」を発行する。

第8 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保

国〔国土交通省〕が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、市、公共交通事業者、有識者等と間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努めるものとする。

第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画

担当：産業部・建設部・会計・委員会・議会事務局等

第1 計画の方針

災害時の被災者に対する、衣料等生活必需品の確保と供給を迅速確実に行い、市民生活の安定を図る。

救援物資の調達・輸送のため、市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する一次物資集積拠点（広域物資輸送拠点）や、市が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

1 実施機関

被災者に関する衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は市長が実施する。

2 生活物資の範囲

地震災害のため供給する生活物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限の物資を供給する。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、ふとんなど）
- (2) 外衣（洋服、作業服、子供服など）
- (3) 肌着（シャツ、パンツなど）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘など）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具など）
- (6) 食器（茶わん、皿、箸など）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザなど）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス、木炭など）

3 生活必需物資の供給及び貸与の対象者

- (1) 住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受けた者であること。
- (2) 被服、寝具その他の生活上最小限度の家財を喪失した者であること。
- (3) 被服、寝具その他生活必需品がないため直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

第2 生活必需品の配分方法

1 物資の購入及び配分計画の樹立

市民部は世帯構成員被災状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し、給与又は貸与するものとする。

2 物資の調達

物資の調達は、「災害時生活物資供給等に関する協定」に基づき、締結している業者の協力を得て調達する。

- (1) 「災害時生活物資供給等に関する協定」締結業者
 - ア 株式会社いとく
 - イ 株式会社ユニバース
 - ウ イオンスーパーセンター株式会社
 - エ NPO法人コメリ災害対策センター

3 救援物資の集積場所

調達した物資又は外来及び県からの救援物資の集積場所は、被災の発生場所及び程度に応じて地域の市民センター等に集積し、配分計画に基づき被災者へ配分するものとする。

4 物資の給与及び貸与

物資の給与又は貸与は、各地区の物資支給責任者の協力を求めて配分計画に基づき被災者に配分するものとする。

第3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用されたときは、物資の調達、市への搬送を知事が行い、支給については知事の補助機関として市長が行う。

第4 県、災害時における相互応援協定の締結自治体への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより市内において生活必需品の調達が困難と認めたときは、県、災害時における相互応援協定の締結自治体及び日赤秋田県支部に対して協力を要請する。

第5 輸送体制の確保

救援物資の調達・輸送のため、市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する一次物資集積拠点（広域物資輸送拠点）や、市が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

第6 救護物資の管理等

市は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムの活用を努めるものとする。

第7 被災状況のある場合における政府への要請

市は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は政府本部に対し、物資の調達を要請するものとする。

第15節 給食・給水計画

担当：健康福祉部・産業部・建設部

第1 計画の方針

災害発生直後の食料及び飲料の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、これらのうち、本節では、炊き出しによる食品の給与及び給水車等による給水について、必要な事項を定める。

第2 炊き出しによる食品の給与

1 実施機関

市	被災者等に対する主食等の給与及び炊き出しは市長が実施するものとする。
県	災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて又は知事の補佐をする者として市長が実施する。

2 災害救助法に定める炊き出しの基準

災害救助法における、被災者に対する炊き出しその他による食品の給与の基準は次のとおりである。

給与の対象者	1 避難所に避難している者 ①住家に被害を受けて炊事のできない者 ②住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する者 なお、災害応急対策に従事する者も対象とするが、災害救助法の対象とはならない。 2 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。
費用	主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,100円以内とする。
実施期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とするが、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。
市	市長は、緊急のため事前に知事に連絡できないときは、米穀小売・卸売業者と協議の上供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

3 食糧の調達方法

(1) 米穀

市内の米穀小売り、卸売り業者から調達するが、災害救助法が適用され小売り、卸売業者所有米穀のみでは不足するときは知事に要請する。

(2) 副食等

塩、味噌、醤油の副食調味料及び野菜については、災害時生活物資供給等に関する協定等に基づき、市長が直接調達する。

4 炊き出し計画

(1) 炊き出しの方法と協力団体

給食施設は努めて既存の諸施設を活用するが、必要により野外に施設を開設する。また、必要に応じ自主防災会等の協力を求める。

(2) 炊き出し実施上の留意点

ア 現場に責任者を配置

健康福祉部から担当者を配置する。

イ 応急食糧

献立は栄養価を考慮するが被災状況により食器等が確保されるまでは握り飯と漬物、缶詰め等を配給する。

ウ 業者からの弁当、握り飯等の購入

費用及び期間は災害救助法が適用された場合に準ずる。

(3) 炊き出しの応援要請

食品の給与、物資の補給ができないときは、県や隣接市町村に応援要請する。

(4) 炊き出しの食品衛生留意

炊き出しにあたっては食品衛生に心がける。

第3 給水

1 実施機関

市	被災者に対する飲料水の供給は市長が実施する。
県	災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて又は知事の補佐をする者として市長が実施する。

2 実施事項

対象者	災害のため、現に飲料水を得ることのできない者
応急飲料水の確保	市長は、災害のため水道の浄化機能が著しく低下している場合には、次の方法等により応急飲料水を確保する。 1 配水池等構築物の貯留水を利用 2 近隣市の水道水を利用 3 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒し飲料水として利用 4 耐震性貯水槽の水を利用
応急飲料水の供給方法	市長は、被災地区の道路事情を勘案し、指定緊急避難場所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行うものとする。 また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。
協力体制	水道事業者（市長等）は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。 これらでも対応が困難な場合には、知事は他道県に応援を要請するほか、市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
応急給水時の広報	市長等は、被災地区住民に対し応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、最大限の広報活動を行う。
応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給	市長は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。
災害救助法に基づく飲料水の供給	災害救助法が適用された場合、同法に基づく飲料水の供給は、災害発生の日から7日以内とする。そのために支出できる費用は、水の購入費並びに給水・浄水に必要な資機材の借上費、燃料費、消毒薬品費などである。
その他	県、市は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、市は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

第16節 医療救護計画

担当：鹿角市鹿角郡医師会・健康福祉部

第1 計画の方針

災害が発生すると多数の住民が負傷し健康の危機に瀕するとともに、被災地の医療機関で治療中の住民は十分な医療を受けることが困難となる。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の住民を健康の危機から守るのが災害医療である。

災害医療を提供するためには、災害医療の拠点となる医療機関の指定とともに、医療救護班の派遣体制、傷病者の搬送体制、医薬品や医療資機材の備蓄体制などの整備が重要であり、また、その体制を支える人材育成については、相応の研修や訓練の実施が必要である。

第2 実施体制

- 1 市長は、災害の規模に応じて災害拠点病院又は地域災害医療対策本部（保健所）に対し、医療救護班の派遣要請を行う。
- 2 市長は、鹿角市鹿角郡医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者の手当て並びに医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。
- 3 鹿角市鹿角郡医師会は市長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力するものとする。

第3 応急救護所

市長は、災害の規模に応じて必要があると判断したときは、配置計画に基づき応急救護所を設置する。

1 応急救護所を設置する場合

- (1) 災害の発生により、医療機関がなくなり、又は機能が停止した場合
- (2) 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合

2 医療救護を受けるもの

医療救護を受けるものは、原因、発生日時、被災者等を問わず、応急的治療の必要があるものとする。

3 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 医療機関への収容
- (5) 看護
- (6) 助産

4 医療の方法

- (1) 原則として医療救護班によって行われる。
- (2) 重症患者等、医療救護班による医療が困難な場合病院等に移送して治療する。この場合においても入院期間は原則として14日以内とする。

5 救護班の編成

- (1) 標準的構成は、医師1人、看護師2人、その他（事務連絡員、運転手）2人の合計5人と

する。

(2) 救護班の編成にあたっては、鹿角市鹿角郡医師会と十分協議しておくものとする。

6 情報連絡体制の確保

死傷者や要医療患者等の状況、医薬品等の在庫数量等の状況を把握するため、救護所及び災害拠点病院との情報連絡体制を確保する。

7 応援要請

市の能力を超える場合は県に対して応援を要請する。

第4 災害医療機関

1 地域保健医療調整本部の設置

県は、被災二次医療圏ごとに地域振興局福祉環境部長を本部長とする地域保健医療調整本部を設置し、市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。また、地域保健医療調整の役割は、次のとおりとする。

- (1) 県が任命した地域災害医療コーディネーターを必要に応じ市に派遣するほか、現地での情報収集、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部等（以下「郡市医師会等」という。）との連携による医療救護体制の整備を行うなど、市の医療救護活動を支援する。（略）
- (2) 県保健医療調整本部、医療機関、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を通じて災害医療に係る情報収集を行うとともに、必要に応じて、直接医療機関に出向いて情報を把握する。
- (3) 市災害対策本部から道路、建物等の被災状況、傷病者、避難者、避難場所等の情報を得る。
- (4) 県保健医療調整本部へ災害医療に係る活動の支援要請を行う。
- (5) 郡市医師会等の関係団体へ災害医療に係る活動の協力要請を行う。
- (6) 災害医療の実施に必要な支援について消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関に協力要請を行う。
- (7) 被災地の保健衛生の保持、感染症の予防対策、巡回診療体制等地域の保健医療の確保に努める。
- (8) 収集した情報に基づき、災害医療に係る短期的、中期的、長期的な活動を立案し、医療機関、関係団体等を統率し実施する。
- (9) 必要に応じ、市民へ報道機関等を通じて災害医療に係る情報提供を行う。
- (10) DMA T活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、県、他都道府県や各種団体から派遣される保健医療活動チームを統率し、災害医療に係る活動を指揮する。また、地域災害医療コーディネーターを中心に調整を行い、保健医療活動チームの交代により医療情報が断絶することのなく適切に引き継がれるよう努めるなど、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。
- (11) 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、大規模災害発生時等において、県保健医療調整本部長の指揮下で、災害医療コーディネーターチームとして災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行う。

2 災害医療機関の役割

- (1) 災害拠点病院（かづの厚生病院）

市の対応を超える広域的な災害に対処するため、被災地への保健医療活動チームの派遣救命救急医療の提供、備蓄医薬品及び医療機材の後方供給等災害医療救護の中核的な役割を担う。

- ① 市長又は地域保健医療調整本部の要請により、災害現場等への保健医療活動チームの派遣を行う。
 - ② 保健医療活動チームは、災害現場等での医療救護に当たるとともに、搬送機関への患者搬送の指示を行う。また、災害支援病院や災害先遣病院への重症患者転送の指示を行う。
 - ③ 搬送される重症患者に対する救命救急医療の提供と患者収容を行う。
 - ④ 災害協力医療機関への患者収容等に関する協力要請を行う。
 - ⑤ 地域保健医療調整本部と緊密な連携を取りながら、災害医療情報の収集・提供を行う。
 - ⑥ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、地域保健医療調整本部と各種災害・医療情報の共有を図る。
- (2) 災害協力医療機関と鹿角市郡医師会
- 災害医療機関以外の医療機関は、災害医療協力機関として、被災地内の医療救護に当たるとともに、県の災害医療救護活動の実施に必要な協力をする。また、鹿角市郡医師会は、会員の診療所等の被災状況を把握するとともに、会員間の相互支援に係る指示に努め、地域保健医療調整本部及び災害拠点病院との情報連絡体制を確保する。

第5 負傷者の搬送

- 1 負傷者の搬送は原則として広域行政組合消防署が行う。
消防署で対応できない場合は、県及び関係機関に応援を要請する。
- 2 市及び関係機関は搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また状況によりドクターヘリを要請する。
- 3 負傷者は原則として次の施設に収容する。
 - (1) 災害拠点病院（かづの厚生病院）
 - (2) その他の医療機関
 - (3) 応急救護所

第6 医療救護資機材等の確保

1 医薬品、医療機材等の確保

応急救護所等において使用する緊急医薬品等については、平常時に病院業務の中で可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する常用備蓄及び薬剤師会又は卸売業者等の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫を確保する流通備蓄によるものを迅速・的確に供給する。

2 水・非常用電源等の確保

応急救護所等において使用する水・非常用電源等については、発電機等の必要資機材の備蓄を計画的に進めるとともに、状況に応じて優先的に供給する。

第7 医療ボランティアの活用

大規模災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

受入れ体制等については、本計画第17節「災害ボランティア活動支援計画」による。

第17節 災害ボランティア活動支援計画

担当：各部

第1 計画の方針

大規模災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合は、災害ボランティアの派遣・受入れについて、市は社会福祉協議会等関係機関と提携し、効果的な活動が行えるよう体制の整備に努める。

第2 災害発生時の体制

市は、社会福祉協議会と協力し、現地災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。(県又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。)

なお、支援業務を適切に進めるため、市の受入窓口となる現地災害ボランティアセンターを設置する場合は、できるだけ市庁舎内に設置し、市及び社会福祉協議会とNPO・ボランティア等が相互に緊密な連携をとれるように努める。

第3 災害ボランティアの分類

1 専門ボランティア

災害時における専門ボランティアの活動分野はおおむね次のとおりとする。

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物・宅地等の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) 災害ボランティアのコーディネート
- (6) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

2 一般ボランティア

市は、専門ボランティア以外に主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

第4 ボランティアとして活動する個人、団体

1 個人

- (1) ボランティア登録者
- (2) 地域住民
- (3) その他

2 団体

- (1) 日本赤十字社秋田県支部
- (2) 鹿角市社会福祉協議会
- (3) その他ボランティア活動団体

第5 受入れ体制の確保

災害時には、被災地内外のNPO・ボランティア等から救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。

そこで、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、NPO・ボランティア等と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。

また、鹿角市災害ボランティア立ち上げ・運営マニュアルに基づき（以下「ボランティア運営マニュアル」という。）災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

1 災害ボランティアセンターの設置

市災害対策本部は、関係機関と連携を図り、市関係部局及び鹿角市社会福祉協議会から派遣された職員で構成する災害ボランティアセンターをボランティア運営マニュアル第2章第2に規定する場所に開設する。

- (1) 災害ボランティアセンターの業務
 - ア 市災害対策本部との連絡・調整
 - イ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
 - ウ 各種情報の収集・整理・提供
 - エ ボランティアの受付・派遣・コーディネート
 - オ 被災者ニーズの把握

2 ボランティアの受入れ体制の整備

本部は、市が実施する業務を担うボランティアを受入れるため、窓口を各班に開設し、これを統括する。受入れの窓口となる各班の業務は、関係機関・団体への要請や受付、活動拠点の提供、派遣等を行う。

ボランティアの受入れ窓口

区分	活動内容	受入れ窓口	
一般	炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	鹿角市社会福祉協議会	
専門	医療活動(医師・看護師)、調剤業務・医薬品の仕分け・管理(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師、管理栄養士)、歯科診療(歯科医師、歯科衛生士)、フレイル予防(理学療法士、作業療法士)等	健康福祉部	
	応急危険度判定	建物の応急危険度判定(応急危険度判定士)	建設部
	要援護者の支援	要援護者の介護等(各種支援団体)	健康福祉部
	語学	外国語通訳・翻訳等	総務部
	アマチュア無線	非常通信等	総務部
応急救護活動等	応急救護活動等(消防職・団員OBによる消防支援隊)	広域消防本部	

第6 連携体制の確保

市災害対策本部は、ボランティア活動について以下の支援を行う。

1 活動拠点の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

2 資材・機材・設備等の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて資材・機材・設備等を提供する。

3 被害状況等の情報提供

各班は、被害状況や被害者ニーズに関する情報の提供を積極的に行う。

4 災害ボランティア団体等との情報共有する場の設置

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等と連携を図るとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

5 ボランティア保険の加入促進

本部は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

第7 災害ボランティアの派遣・受入れに当たっての基本事項

ボランティアの受入れ窓口等は、災害ボランティアの派遣・受入れに当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- 1 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること。
- 2 現地の状況や活動内容について事前に周知すること。
- 3 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること。

また、ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努めるものとする。

第18節 公共施設等の応急対策計画

担当：各機関・各部

第1 計画の方針

物流の要である道路、鉄道、河川等の公共土木施設、また電力、ガス、水道、通信などのライフライン施設、さらに心身の健康・教育を担う医療施設、社会福祉施設、文教施設等は、市民の日常生活に大きく係わり、これらの施設が災害により被災した場合は、被災者の救助・救援活動に大きな支障をきたすとともに市民生活に多大な影響を与える。

市及び関係機関は、想定災害から施設被害の軽減を図るため、これら施設の改修等を始め、施設の応急復旧対策に関する体制を整備するものとする。特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設や、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化に努めるものとする。

また、市は情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

第2 道路及び橋梁施設

実施責任者は、各道路の管理者とする。

施設被害の把握	各道路管理者は、災害発生とともに道路パトロールを強化するとともに、各関係機関を通じ、又は住民から直接情報を収集する。
広報活動	各道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により、通行者に周知徹底を図る。なお、道路情報の流れは次のとおりである。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際復旧のため優先順位を明らかにする。 2 道路上への倒壊物及び落下物など、確実に倒壊すると判断されたもの及び通行の妨げとなる障害物を速やかに除去する。 3 被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。

第3 上水道施設

実施責任者は、水道事業管理者とする。

施設被害の把握	水道事業管理者は、災害発生と同時に施設の監視を強化し、被災状況の把握に努めるとともに、住民から直接情報を収集する。
広報活動	水道事業管理者は、断・減水の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、広報車、テレビ、ラジオ等により、住民に対し周知徹底を図る。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 取水、導水、浄水施設が被災し給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。 2 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。特に、浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。 3 市は、応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。 4 自衛隊の応援を必要とする場合、市長は知事に対し派遣要請を行う。

第4 下水道施設

実施責任者は、その施設の管理者とする。

施設被害の把握	各下水道管理者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報を収集する。
広報活動	下水道施設に被害が発生した場合、テレビ、ラジオ、広報車、ウェブサイト等により、被害の状況及び復旧の見通しなどを広報する。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。 2 ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。 3 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

第5 電力施設

実施責任者は、東北電力ネットワーク(株)鹿角電力センター所長とする。

施設被害の把握	東北電力ネットワーク(株)鹿角電力センター所長は、被害状況を迅速に収集し、応急復旧対策に対する必要な措置を分析・検討する。
広報活動	停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車、ウェブサイト、防災ラジオ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 2 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事会社を確保するとともに、他店所に応援を要請する。 3 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。 4 復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

第6 鉄道施設

実施責任者は、東日本旅客鉄道(株)盛岡支社長とする。

施設被害の把握	各駅区長は施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、必要に応じて地域住民から直接情報を聴取する。
広報活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生したときは、速やかに関係箇所に被害状況を通報する。 2 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ適切に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行い得るように必要な措置を講じ、関係箇所に連絡する。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。 また、必要に応じて、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、迅速な復旧に努めるものとする。 2 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。

第7 社会福祉施設

実施責任者は、各施設管理者とする。

避難誘導	各施設管理者は、災害発生時には消防機関等の関係諸機関に通報するとともに、安全な入所者の避難誘導に全力をあげる。
停電時の措置	停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期する。
応急復旧	1 災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的災害活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。 2 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。 3 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

第8 医療施設

実施責任者は、医療機関の管理者とする。

避難誘導	1 災害発生時には、市町村、警察、消防等防災関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。 2 重症患者、新生児、老人等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。
停電時の措置	停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期する。
応急復旧	災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

第9 電信電話施設

実施責任者は、東日本電信電話(株)秋田支店長（以下「NTT東日本秋田支店長」という。）とする。

被害の把握と情報連絡	1 被害状況の把握 ①被害の状況調査：社内外から被害に関する情報の迅速な収集 ②被害の詳細調査：現地調査班による被害の全貌把握 2 情報連絡 ①情報の記録・分析、②情報連絡用打合せ回線の作成、③情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認、④状況により情報連絡要員の増員等体制強化、⑤社外対策機関との連絡、協力、⑥気象、道路状況等に関する情報の収集
広報活動	1 支店前掲示及び広報車による広報 ①災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況 ②通信の途絶又は利用制限の状況と理由 ③災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ ④お客さまに対して協力を要請する事項 ⑤その他必要な事項 2 ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広範囲にわたる広報
応急復旧資材等の確保	応急復旧に必要な資材は当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じるときは、NTT東日本本社及び各支店等が保有する資材を使用する。また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、下記の災害対策用機材等を配備している。 ①孤立防止用可搬形衛星通信装置 ②ポータブル衛星通信車 ③移動電源車及び可搬電源装置 ④応急復旧ケーブル ⑤その他応急復旧用諸装置

第19節 危険物施設等応急対策計画

担当：鹿角警察署・建設部・消防本部

第1 計画の方針

危険物施設等が被災した場合は、漏洩量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏洩物質の拡散による被害区域の拡大などの想定が必要である。

このため、漏洩物質の性質及び取り扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関が密接に連携し、被害の拡大防止措置を図るものとする。

第2 各施設の対策

1 危険物取扱施設

実施責任者は、製造所・貯蔵所・取扱所の管理者とする。

施設被害の把握	施設管理者は、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。
広報活動	施設管理者は、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 施設管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①自衛消防隊員の出動を命ずる。 ②施設内の全ての火気を停止する。 ③施設内の電源は、保安経路を除き切断する。 ④出荷の中止と搬出を準備する。 ⑤流出防止のため応急措置及び防油堤の補強等を実施する。 ⑥引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。 ⑦相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。 市長は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難指示を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を講ずる。 消防機関は、火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を派遣する。

2 火薬類取扱施設

実施責任者は、その施設の管理者とする。

施設被害の把握	施設管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。
広報活動	施設管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡しながら状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知を図る。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 施設管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①災害の拡大又は二次災害防止のため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。 ②近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置等を命ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ①施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 ②製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ③火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。 ④火薬類を廃棄した者に収去を命ずる。

3 高圧ガス取扱施設

実施責任者は、その施設の管理者とする。

施設被害の把握	高圧ガス施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。
広報活動	高圧ガス施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施するとともに、災害の拡大、又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報する。 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急に必要があると認められるときは製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高圧ガス消費者、充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、次の緊急措置を命ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ①施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 ②製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限する。 ③高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

4 LPガス取扱施設

実施責任者は、その施設の管理者とする。

施設被害の把握	LPガス施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。
広報活動	LPガス施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。 ②貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所に移動する。 ③必要により施設周辺の住民に対して避難を警告する。 ④災害が拡大又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県LPガス協会等に対して応援を要請する。 県は必要によりLPガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等に対し、次の措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。 ②製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時停止並びに制限をする。 ③LPガス又はこれらを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

5 毒物・劇物取扱施設

実施責任者は、毒物・劇物営業者及び取扱施設の管理者とする。

施設被害の把握	施設管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。
広報活動	施設管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。 ②毒物・劇物が、流れ、飛散、漏出、又は地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収(着)剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないように処理する。 保健所、警察署、消防機関及び市は、相互に連携の上、次の措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①住民に対し、毒物・劇物の流出等の状況を速やかに周知させる。 ②危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。 ③毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染されるおそれがある場合、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

第20節 危険物等運搬車両事故対策計画

担当：鹿角警察署・建設部・消防本部

第1 計画の方針

タンクローリーやトラックなどの危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、薬液などの危険物が漏洩し爆発・火災などが発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市長は、市防災メール等を介し、住民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難行動を講ずるものとする。

また、住民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

第2 漏洩物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

運転者	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。 2 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。 3 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。
運送会社	直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
荷送危険物事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害を最小限に止めるため、運転者に対する必要な応急措置の指示、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。 2 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。 3 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制を実施する。 2 現場、周辺の被害状況の把握に努める。 3 住民の避難、誘導を実施する。
道路管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の状況把握に努める。 2 道路の応急復旧、交通確保を実施する。 3 道路情報の提供を行う。
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 漏洩危険物の応急措置を実施する。 2 火災の消火活動を実施する。 3 負傷者の救出、救護を実施する。 4 住民の避難、誘導を実施する。

第3 実施要領

危険物の特定	運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。
事項の通報	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、東日本高速道路株式会社に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。 2 漏洩危険物の河川への流出は、河川が上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び市に通報する。
広報活動	道路管理者、警察署及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。 なお、住民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。

応急復旧	<ol style="list-style-type: none">1 タンクや容器から危険物等が漏洩しているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。2 漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。また、毒物、劇物の場合は、前節第2「毒物・劇物取扱施設」の応急復旧に準じ、これを実施する。3 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存するときは、タンクや容器への冷却注水を行う。
交通規制	関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

第21節 防疫、保健衛生計画

担当：健康福祉部・県

第1 計画の方針

風水害等による、浸水、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらす。また、飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、市は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。

第2 防疫

1 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という）に基づき、法に定める感染症の発生を予防・防止するため、知事はその場所の管理をする者に命ずることができるが、その者が発生を予防・防止することが困難であると認められるときは、市長に指示し必要な措置をとらせることができるとされている。

2 実施の方法

(1) 防疫体制の確立

被災地の防疫活動を実施するため防疫班を編成し、防疫対策の推進を図る。

(2) 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等により広報活動を強化することとし、その際には住民の社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

市長は、法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、法第28条第2項の規定により知事が指定した区域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(5) 生活の用に供される水の供給

市長は、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供される水を供給する。

(6) 予防接種の実施

市長は、予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。

(7) 県が行う検病調査班（医師1名、保健師2～3名で1班編成）による防疫調査への協力

第3 防疫の種別及び方法

1 消毒方法

被災地又は避難施設の状況に応じて、資機材をもって防疫活動を実施するとともに、被災者を指導しながら適切な防疫対策を実施する。

(1) 床上浸水家屋

減水後直ちに、床、壁は塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）等にて拭淨し、器物は消毒し床下消毒等の処置は床下乾燥後に実施し、便所の消毒等について衛生上の指導を行う。

(2) 床下浸水家屋

減水後、汚物を除去し、清掃、通風を指示し、清掃を完了した自治会より逐次石灰を配布し散布を行う。

2 ねずみ族、昆虫の駆除

被災地又は避難所の状況に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

第4 被災者の保健衛生

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

1 被災者の健康管理

県及び市は相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

- (1) 保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等
- (2) 要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応
- (3) 精神科医・保健師等による心のケア

2 指定避難所の生活環境等

市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

第5 食品衛生監視

- 1 食品衛生監視班を編成し、保健所の指示指導のもとに、食品に起因する危険発生防止に努める。
- 2 食品衛生監視活動
 - (1) 食品営業施設に対する監視、指導
 - (2) 救護食品に対する監視、指導
 - (3) 炊き出し施設に対する衛生指導
 - (4) その他の食品に起因する危害の発生防止

第22節 動物管理計画

担当：健康福祉部

第1 計画の方針

本計画は、飼い主による災害時の適正飼養を支援し、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応などの役割を担う。

第2 災害発生時における災害応急対策

1 市の役割

- (1) ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- (3) 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

2 県の役割

- (1) 被災地市町村への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言
- (2) 指定避難所や仮設住宅でのペットの受入れに関わる市町村への要請と飼養・管理の支援
- (3) 避難・放浪動物に関する避難所や仮設住宅での臨時相談窓口の設置
- (4) 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- (5) 被災ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理と譲渡
- (6) 高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請
- (7) 救護物資などの調達、輸送手段の調整
- (8) 関係部局、国、他自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請
- (9) 動物病院獣医師の派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保・配置・管理
- (10) 動物由来感染症の防疫と予防
- (11) 特定動物飼養施設の破損、逸走状況の確認などの情報集約及び警察、消防、市町村との調整、逸走時の対応など

第23節 廃棄物処理計画

担当：市民部・県

第1 計画の方針

災害地域における生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等により発生したし尿や浄化槽汚泥及び仮設トイレからの汲み取りし尿（し尿等）、建物の損壊・撤去等に伴って発生した廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベスト、がれき等などのほか、流木・倒木あるいは火山灰の収集・分別・処理を迅速かつ適切に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

第2 災害発生時における災害応急対策

1 市の役割

- (1) 一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生見込み、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行う。
- (2) 市の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (3) 廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。
- (4) 災害廃棄物が大量に発生し、処理が長期にわたると見込まれた場合には、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。
- (5) 県、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

2 県の役割

- (1) 市を通じて一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生量見込み、建物被害等について情報収集を行うとともに、産業廃棄物処理施設の被害や対応の状況についても、必要に応じ確認する。
- (2) 県の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- (3) 市からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の市や県と災害協力協定を締結している秋田県産業廃棄物協会等の関係団体等に対し、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。

また、県域を超える対応が必要と認められる場合は、近隣道県を中心にしつつ、状況に応じては、近隣道県以外の都府県や国へ協力・支援を要請する。

第3 生活ごみ等の処理

- 1 市は、被災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するよう努める。
- 2 市は、水害廃棄物について、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始するよう努める。

- 3 市は、次の事項を勘案し計画的な収集・処理を行う。
 - (1) 生活ごみ等の発生見込み
 - (2) 生活環境保全上支障のない場所への生活ごみ等の一時的な保管場所の確保
 - (3) 他市町村等からの応援を含めた収集・処理体制の確保

第4 し尿等の処理

- 1 市は、被災者の生活に支障が生ずることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施するとともに、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者及び障がい者等の要配慮者への配慮を行う。
- 2 市は、避難所において避難者の生活に支障が生じないように、次の事項を勘案し、必要な数の仮設トイレを設置する。
 - (1) 避難箇所数と避難人員
 - (2) 仮設トイレの必要数の確保
 - (3) 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
 - (4) 他市からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保
- 3 市は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。
 - (1) 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
 - (2) 他市やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保
 - (3) 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み
- 4 し尿処理施設が被災し使用不能の場合は、終末処理場のある下水道への投入又は埋立処分を行う。

第5 がれき等の処理

- 1 市は、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。
- 2 市は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれき等の発生量を種類別に推計するとともに、最終処分までの処理工程の確保を図る。
- 3 市は、地域防災計画に基づき、生活環境保全上支障のない場所に確保した仮置場に災害廃棄物を安全に収集し、適切に選別・処理を進める。
- 4 アスベストに含まれる重金属類など有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。
- 5 市は、応急活動後の処理の進捗状況やがれきの発生量も踏まえ、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努める。

第6 死亡獣畜の処理

- 1 市は、家畜の所有者に対し、所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して、速やかに死亡獣畜取扱場に搬入するなど、適正な処理を指導する。
- 2 市は、所有者不明等の死亡獣畜を適正処理する。
- 3 県は、家畜の所有者又は市が実施する処理に対し、必要な指導・助言を行う。
- 4 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく措置を実施する。

第7 災害復旧・復興対策

- 1 市は、一般廃棄物処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。

- 2 市は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、避難場所の衛生向上を図る。
- 3 市は、がれきの発生量に応じて処理方法や処理の期間等に関する計画を作成し復旧・復興作業を進めるが、自地域内の既存施設で処理仕切れない場合には、広域的な対応の必要性を県と協議するなどして、状況に応じ、県内の他の市や県域を越えた処理を要請する。

第24節 遺体処理・埋火葬計画

担当：鹿角警察署・鹿角市鹿角郡医師会・市民部・消防本部

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災等により死者が多数発生した場合において、その遺体の処理及び埋火葬等を迅速かつ円滑に行う。

第2 遺体発見時の措置、搬送等

1 市

- (1) 遺体を発見した場合、警察に届出するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を明確に記録する。
- (2) 警察署等関係機関の協力を得て、遺体の搬送を行う。
- (3) 遺体の搬送が困難な場合は、他市又は県へ遺体の搬送、実施要員及び資機材について応援を要請する。
- (4) 遺体搬送車が不足する場合は、県に応援を要請する。

2 県

- (1) 市から遺体の搬送について要請を受けた場合、他市へ応援を要請する。
- (2) 遺体搬送車について、市等の要請に応じて、秋田県葬祭業協同組合に応援を要請する。

3 警察署

行方不明者の捜索による救助活動を行う。

市、消防団等関係機関の協力を得て、可能な限り遺体発見場所の写真撮影や地図への表示など、発見状況を明らかにする。

4 陸上自衛隊第21普通科連隊

被災現場において、行方不明者の捜索による救助活動を行う。

5 消防本部・消防団

市及び自衛隊等関係機関と連携して救助活動を行う。

第3 遺体の収容・安置

1 市

- (1) 可能な限り複数の施設を遺体安置所として、あらかじめ指定する。
- (2) 遺体安置所の選定について、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、体育館や旧学校施設等を確保する。
 - ア 避難所、医療救護所とは別の場所
 - イ 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所
 - ウ 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設
 - エ 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保
- (3) 遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。また、県、警察署と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。
- (4) 棺やドライアイス等を地元の葬祭関係事業者等から確保するとともに、不足する場合には、県に対して広域的な確保を要請する。
- (5) 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。

- (6) 県及び警察署等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、住民等への周知を図る。

2 県

市の要請に応じ、棺やドライアイス等の確保について、葬祭関係事業者等に協力を要請する。

3 警察署

市と連携し、選定された施設内に遺体安置所、検視場所、遺族控え室等を設置する。

第4 遺体の検視・検案、身元確認

1 市

- (1) 多数の遺体を発見・収容した場合、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 県、警察署、県医師会及び県歯科医師会等と連携して、検視・検案の実施を支援する。
- (3) 遺体処理用資機材を事前に準備するとともに、調達できない場合は県に要請する。

2 県

- (1) 市、警察署、(一社)秋田県医師会及び(一社)秋田県歯科医師会等と連携して、検視・検案の実施を支援する。
- (2) 市等からの要請により、(一社)秋田県医師会及び(一社)秋田県歯科医師会等の協力を得て、検案医師班を派遣する。
- (3) 市から遺体処理用資機材の要請を受けた場合は、秋田県医薬品卸業協会と連携し、調達又はあっせんを要請する。

3 警察署

- (1) 医師会、歯科医師会に対し、検視・検案、身元確認等の協力要請を行う。
- (2) 遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、検視規則及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づいて、死因、身元、その他の調査を行う。
- (3) 多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市等と連携の上、別地域の遺体安置所に搬送して検視を行う。
- (4) 指掌紋、DNA型資料の採取、歯科所見の確認、遺品展示場所の設置等を行い、関係機関と協力して遺体の身元確認を行う。

第5 身元不明者の取扱い

1 市

- (1) 警察署等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。
- (2) 遺族その他より遺体の引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳等に整理の上、引き渡す。
- (3) 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 県、警察署と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。

2 警察署

- (1) 市及び地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

第6 遺体の引渡し

1 市

(1) 遺体を遺族に引き渡す場合は、警察署等と協力して行う。

2 警察署

(1) 身元が判明した遺体を遺族に引き渡す場合は、着衣、所持金品等の品目や数量等を確実に確認させる。

(2) 身元不明遺体、引き取り人のいない遺体は、着衣、所持金品等とともに、市に引き渡す。

第7 遺体の埋火葬

1 市

(1) 埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑な埋火葬を支援する。

(2) 災害のため遺族が埋火葬を行うことが困難な場合は、市長が埋火葬を行う。

(3) 遺体数が火葬能力を上回ることなど、自ら火葬できない場合は、県に広域火葬を要請する。

2 県

(1) 市から要請があった場合、又は遺体数が市の火葬能力を超えると判断されるときは、県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。

第8 多数遺体処理対策部の設置

多数遺体処理については、県災害対策本部長の指揮のもとで構成する、秋田県多数遺体処理対策部（部長：秋田県危機管理監）を設置し、遺体の収容、検視・検案、遺族への引き渡しなどに係る活動の調整を行う。

第25節 文教対策計画

担当：教育委員会

第1 計画の方針

災害等により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合、市の教育委員会は、あらかじめ定めた計画に基づき災害の予防及び応急対策を実施し、幼児・児童・生徒の安全と教育活動の確保を図る。

なお、社会教育施設等この計画に定めるもの以外については、市教育委員会が別途計画するところによる。

第2 事前対策

校長などの施設管理者は、災害の発生に備え次の事前対策を実施する。

- 1 幼児・児童・生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。
- 2 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。
- 3 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

第3 応急措置

校長などの施設管理者は、次の応急措置を実施する。

- 1 適切な緊急連絡を指示する。
- 2 災害の規模、幼児・児童・生徒等及び施設設置の被害状況を把握し、速やかに教育委員会に報告する。
- 3 教育委員会と連絡の上、必要により臨時休校等の措置をとる。
- 4 あらかじめ定めた応急教育計画に基づき、災害状況に応じて適切に指導する。

第4 応急教育の実施

1 文教施設の確保

- (1) 被災程度により応急修理ができる場合は、速やかに修理し、また校舎の一部が使用不可能の場合は特別教室、屋内体育施設、講堂等を使用する。
- (2) 校舎の全部又は大部分が使用不可能となった場合、公民館などの公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用する。
- (3) 教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎の建設を図る。

2 教員の確保

被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処置する。

- (1) 少数の場合は学校内で操作する。
- (2) 学校内で操作できない場合は、当該市教育委員会等管内で操作する。
- (3) その他の場合は災害地に近い管内からの操作による。

3 被災幼児・児童・生徒の保護

- (1) 被災地域の幼児・児童・生徒に対しては、感染症や食中毒などを予防するため、臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施するなど健康の保持に努める。
- (2) 災害により危険となった場所については、その防止について指導し徹底を図る。
- (3) 県教育委員会は、災害状況報告に基づき必要に応じ、災害の発生に伴う要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）の申請を行うとともに市教育委員会に対して応急給食を実施するよう指導する。

4 学校飼育動物の保護

- (1) 被災動物の集中管理場の確保に努める。
- (2) 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿の処理など環境保全に努める。
- (3) 被災動物の飼料が不足しないよう、飼料の調達に努める。

第5 学用品の調達・支給等

幼児・児童・生徒の住家が被害を受け、就学上著しく支障のある者に対し、次の措置を実施する。

1 教科書等の確保

県立学校及び市教育委員会は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告する。

また、災害救助法が適用された場合は、県教育委員会は所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

2 文房具・通学用品等の支給

県立学校及び市教育委員会は、災害により、文房具・通学用品等を喪失又はき損し、これらの入手困難な状態にある幼児・児童・生徒数を速やかに把握する。

また、必要な文房具・通学用品等の品目・数量の調査を行い、直ちにこれらの確保に努める。

第6 授業料の減免措置

県教育委員会は、高等学校の生徒が被災し、学資の負担に堪えられなくなった場合は、授業料の減免措置を講ずる。

奨学金については、(公財)秋田県育英会に対し、貸付枠の拡大を図るよう要請する。

第7 文化財の保護

- 1 文化財が被災した場合は、その管理者又は所有者は直ちに所轄の消防本部等に通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- 2 管理者又は所有者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財にあつては市文化財保護行政主管課を経由して県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては市文化財保護行政主管課・県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。
- 3 関係機関は、文化財の被害拡大を最小限に食い止めるため、協力して応急措置を講ずる。

第26節 住宅応急対策計画

担当：建設部

第1 計画の方針

災害により住宅が滅失し居住する住宅がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者のために応急仮設住宅を提供し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空き家の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制を整備するとともに、住家が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努める。

第2 公営住宅等の活用

県及び市は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入れ可能な公営住宅等の空き家の把握に努めるとともに、被災地域の地方公共団体等から受入要請があった場合には、迅速に入居手続き等を行う。

入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。

第3 民間賃貸住宅の借上

県は、民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げるため、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、関係団体から得られた借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報を市に提供する。

入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。

第4 応急仮設住宅の建設

1 実施機関

市が行う。

災害救助法を適用したときは県（知事）が行い、必要に応じ、県（知事）が市（長）に委任する。

2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の敷地、構造、仕様、設備及び戸数については、災害時要支援者の長期の避難生活を想定したものとし、また地域のコミュニティに配慮したものとする。

(1) 建設地

市は、地域防災計画に応急仮設住宅の建設候補地をあらかじめ定めておくこととし、選定するに当たり、ライフライン、周辺の利便施設及び土地所有者等の意向等の確認を行う。

(2) 建設戸数

戸数は、市からの要請により、県が決定する。

(3) 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

また、高齢者などの要配慮者世帯に配慮した設備・構造とする。

(4) 規模・費用

1戸当たりの床面積及び設置費用は、災害救助法に定めるところによるが、これらは全体平均であり、被災者の家族構成、立地条件等を勘案し、広さ・間取りなどの仕様の異なるものを建設することができる。

(5) 建設の時期

着工は、災害発生の日から20日以内とする。

(6) 建設工事

県は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、関係団体又はそのあっせんする住宅建設業者に建設を依頼する。

3 被災者の入居及び管理

(1) 入居対象者

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する家がない者
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者

(2) 入居者の選定

市が被災者の資力、その生活条件等を十分調査し、それに基づき県が市の協力により選定するが、場合によっては選定を市に委任する。

(3) 管理

県が当該市の協力により管理を行うが、状況によっては市に委任する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(4) 供与の期間

応急住宅完成の日又は借り上げの日から、原則として2年以内とする。

第5 危険度判定

市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援するものとする。

1 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとし、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

2 活動要請

県は、「被災建築物応急危険度判定活動の協力に関する協定」及び「秋田県被災住宅危険度判定実施要項」に基づき、関係団体に対し被災後の判定活動の協力要請を行う。

3 報告

関係団体は、会員の判定技術者に協力を要請し、取りまとめた判定活動結果を県に報告する。

第6 り災証明書の交付

市は住家等の危険度判定が終了した被災者から順次り災証明書を交付できるよう、り災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な調査の実施に努めるものとする。

第7 応急修理

1 実施機関

災害救助法を適用した場合は県（知事）が行い、県（知事）が市（長）に委任することとなる。

2 住宅の応急修理

災害により住家が半壊し、半焼し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行うものとする。

(1) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して行う。

(2) 修理の戸数

戸数は、市からの要請により、県が決定する。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用の限度額は、災害救助法に定める額とし、現物給付により行う。

(4) 修理の期間

災害発生の日から3か月以内に完了するものとする。

県は、応急修理に当たっては、協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。

3 応急修理の対象者

災害により住家が半壊又は半焼し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない被災者を対象に行う。

第8 災害時の二次災害の拡大防止対策

市は、必要に応じて、災害時に、事前に必要な手続きを踏まえた上で、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

▶ 第27節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画

担当：市民部・建設部・消防本部

第1 計画の方針

陸上施設から河川に油等危険物が流出した場合、関係機関及び関係事業所等は防除作業等が速やかに実施できる協力体制を確立して、的確な防除措置を実施する。

第2 流出油等の防除措置

関係機関及び関係事業所等は、密接な連携のもとそれぞれが保有する人員設備、資機材を活用して次の防除措置を実施する。

なお、漂着油等の回収及び回収油等の処理については、原因者の活動のみでは十分な対応ができないなどの場合には、必要に応じ、市及び河川管理者が中心となって対応するものとする。

- 1 流出油等の拡散状況を調査する。
- 2 流出油等の拡散を防止する。
- 3 流出油等から発生する可燃性ガスの検知を実施する。
- 4 付近水面での火気使用禁止について周知、徹底する。
- 5 付近住民に対し、火気使用の制限をするとともに必要により避難の指示、又は勧告を行う。
- 6 オイルフェンス内の油等の回収、及び保管場所を確保する。
- 7 回収油等を処理する。

第28節 航空機事故応急対策計画

担当：健康福祉部・建設部・消防本部

第1 計画の方針

県内に所在する空港（自衛隊基地等を含む。）及び空港周辺地域、並びにその他の県域内において、航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第2 応急対策の組織

1 災害対策本部の設置

市長は、大規模な航空機事故が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

2 災害警戒本部の設置

航空機が消息不明となり、大規模な航空機事故のおそれがある場合は災害警戒本部を設置し、情報の収集に努めるものとする。

第3 広報

航空機事故が発生した場合、災害対策本部は、人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ又は広報車、掲示板、インターネット等により地域住民、旅客及び送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

- 1 事故状況と協力依頼
- 2 応急対策の概要及び復旧の見通し
- 3 避難の指示及び避難先の指示
- 4 乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等
- 5 その他必要事項

第4 救援救護及び遺体の収容

1 実施機関

市、空港管理事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日本赤十字社、（一社）秋田県医師会等）

- 2 航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。
- 3 負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。
- 4 救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。
- 5 医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係機関の保有するヘリコプター等により行う。
- 6 負傷者の後方医療機関への搬送は、県や関係機関の保有するヘリコプター並びに救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借り上げた大型バス等により行う。
- 7 遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体仮安置場所を設置し、遺体の処理後は速やかに災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡すものとする。

第5 消防活動

1 実施機関

空港管理事務所、消防機関、市、自衛隊

- 2 航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所及び現地消防機関は、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、現地消防機関では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により周辺市町村、消防機関の応援を求めるとともに、自衛隊の災害派遣を要請する。

第6 警戒区域の設定及び交通規制

- 1 市長は、事故地となった場合、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。
- 2 道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。
- 3 道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

第7 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

第29節 原子力施設災害対策計画

担当：県・関係機関

第1 計画の方針

市民の安全・安心な生活を確保するため、原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合に実施すべき対応について定める。

第2 環境放射線モニタリングの強化

1 緊急時モニタリング等

県は、国等と連携し、緊急時モニタリングを実施する。

2 食品、水道水等の摂取制限等

県は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限等必要な措置を行う。

3 情報の収集等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について関係機関との共有を図る。

4 モニタリング結果の公表等

県は、緊急時モニタリングの結果について、速やかに県民に公表するとともに、関係機関に情報提供する。

第3 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備

1 測定体制

県及び関係機関は、風評被害防止、消費者の安全・安心、信頼性確保を図るため、円滑な食品中の放射性物質の測定体制を構築する。

2 検査

県及び関係機関は、国のガイドライン等に基づき検査を実施し、検査測定体制を確保し、科学的根拠に基づく測定結果の迅速な情報提供に努める。

3 情報提供

県及び関係機関は、県産農林水産物等の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備など情報提供体制を構築する。

第4 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、国（原子力規制委員会等）の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、運用上の介入レベル（OIL）に基づき特定された区域等から避難又は一時移転した者を対象に、避難所等への到着後、甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

第5 放射線に関する健康相談

県は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を実施する。

第30節 災害救助法適用計画

担当：総務部

第1 計画の方針

災害によって、市域における住家滅失世帯数が一定の基準に達したときは、災害救助法（以下、本節において「法」という。）が適用される。

災害発生時の混乱期に被害者の保護と人身の安定を図ることを目的に法を適用し、迅速かつ的確に救助活動を実施する。なお、救助はもとより国において行われるものであるが、その実施については都道府県の法定受託事務とされている。

第2 適用基準

本県における適用基準は次のいずれかに該当する場合で、適用に当たっては市の区域を単位として行われる。

1 災害が発生した場合

- (1) 同一の災害により、住家が滅失した世帯の数が下表の1号基準以上であること。
- (2) 上記1には達しないが、被害地域が広範で、県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が次表の2基準以上であること。
- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が7,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市で多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 - ① 特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合
 - ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、特殊の補給方を必要とする場合
 - ・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること。
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
 - ・火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - ・大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合
 - ・船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合等
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合
 - ・交通路の途絶のため、多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - ・火山噴火又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合等

市町村人口	住家の滅失世帯数		該当市町村
	1号基準	2号基準	
1万5千～3万	50以上	25以上	鹿角市、男鹿市、三種町、にかほ市、仙北市、美郷町

(注) 住家が滅失した世帯数は、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯については2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については3世帯で1世帯とみなす。

2 災害が発生するおそれがある場合

国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に本県が含まれ、市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

第3 被害認定基準

住家の滅失等の認定については、本章第4節「災害情報の収集・伝達計画」、第12「被害の認定基準」による。

第4 適用手続

- 1 市長は、当該市における被害が本節第2の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、併せて法の適用を要請するものとする。
- 2 知事は、市長からの報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、市及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））に情報提供をする。
- 3 知事は、法を適用した時は、速やかにその旨及び対象となる市町村を告示する。
当該救助を終了するときも、同様とする。
- 4 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

第5 救助の種類と委任

- 1 法による救助の種類は次のとおりである。
 - (1) 災害が発生した場合
 - ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 被災者の救出
 - ⑥ 被災した住宅の応急修理
 - ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 埋葬
 - ⑩ 死体の捜索及び処理
 - ⑪ 災害によって住居又その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (2) 災害が発生した場合
避難所の供与
- 2 知事は、救助の迅速、的確化を図るため必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を市長に委任することができる。避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市ではあらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておくものとする。

また、市長は、委託を受けた救助以外についても、知事が行う救助を補助する。

第6 従事命令等

- 1 災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、知事に必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木技術者等に対する次の命令等ができるものとする。
 - (1) 従事命令
救助を行うため特に必要があると認めた場合に、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等の医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。(法第7条第1項、令第4条)
 - (2) 協力命令
救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。(法第8条)
 - (3) 管理、使用、保管命令及び収用
救助を行うために特に必要があると認めるときは、医療機関、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱う物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収用できる。(法第9条)
- 2 協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う。

第7 救助実施状況記録及び報告

- 1 災害発生直後における当面の応急対策及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要なため、救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理し、県総合防災課に報告する。
- 2 県総合防災課は、これを取りまとめ、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）に報告する。

第8 公用負担計画

1 市長等の応急公用負担

災害時において、市長等が行う応急公用負担は、別表のとおりとする。

2 公用負担の手続き

市長が行う応急公用負担は、事前の手続きを要しないものとし、知事に属する権限の委任を受けた場合は、公用令書を発行して行う。

別表

市長等の応急公用負担

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
水防管理者 消防長 消防署長	水防のため緊急の必要があるとき	1 必要な土地の一時使用 2 土石、竹木、その他の資材を使用し、または収用すること。 3 車馬その他の運搬具もしくは器具を使用すること。 4 工作物その他の障害物を処分すること。	水防管理団体は、損失を受けた者に対し時価により補償する。	水防法 第28条
消防吏員 消防団員	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため必要があるとき	火災が発生しようとし、または発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分しまたはその使用を制限すること。		消防法 第29条第1項
消防長 消防署長	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の恐れのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分しまたは使用を制限すること。		消防法 第29条第2項
同上	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため緊急の必要があるとき	上記以外の消防対象物及び土地を使用し、処分しまたは使用を制限すること。	市は、損失補償の要求があったときは、時価により補償する。	消防法 第29条第3項、 第4項
市長 (警察官) (自衛官)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置のため緊急の必要があるとき	1 他人の土地、建物、工作物を一時使用すること。 2 土石、竹木、その他の資材を使用し、または収用すること。	市長は、処分により通常生ずべき損失を補償する。	災対法 第64条第1項 第82条第1項
同上	同上	現場の災害を受けた工作物または物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること。	市長は、当該工作物等を保管しなければならない。	災対法 第64条第2項
市長 (警察署長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者、所有者または管理者に指示すること。		災対法 第59条

第9 救助の程度、方法、期間、実費弁償基準

法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）の定めるところによる。

1 避難所の設置

対象	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者
期間	災害発生の日から7日以内

2 応急仮設住宅の供与

対象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
期間	災害発生の日から20日以内着工
備考	1 高齢者等の要配慮者等を数名以上収容させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

3 炊き出し、その他による食品の供与

対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできないもの者
期間	災害発生の日から7日以内

4 飲料水の供給

対象	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)
期間	災害発生の日から7日以内

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

対象	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
期間	災害発生の日から10日以内

6 医療

対象	医療の途を失った者(応急的処置)
期間	災害発生の日から14日以内

7 助産

対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)
期間	分べんした日から7日以内

8 被災者の救出

対象	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者
期間	災害発生の日から3日以内
備考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。

9 被災した住宅の応急修理

対象	住家が半壊(焼)し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住居が半壊した者
期間	災害発生の日から3か月以内

10 学用品の給与

対象	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう)
期間	災害発生の日から 1 教科書1か月以内 2 文房具及び通学用品15日以内

11 埋葬

対象	災害時に死亡し、埋葬が困難なもの
期間	災害発生の日から10日以内
備考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

12 障害物の除去

対象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者
期間	災害発生の日から10日以内

13 死体の搜索及び処理

対象	死体の搜索 行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推測される者 死体の処理 災害の際死亡した者
期間	災害発生の日から10日以内

14 輸送費及び賃金職員等雇上費

対象	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分
期間	救助の実施が認められる期間以内

15 実費弁償費

対象	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 1 医師及び歯科医師 2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 3 保健師、助産師、看護師及び准看護師 4 救急救命士 5 土木技術及び建築技術者 6 大工 7 左官 8 とび職
期間	救助の実施が認められる期間以内

※この基準により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。